

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年8月21日)

〔件 名〕

- 1 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価準備書に対する意見概要及び事業者見解について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 公害紛争処理法に基づく公害調停の申請について
(環境立県推進課) ··· 16
- 3 第4回とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議の概要について
(環境立県推進課) ··· 17
- 4 とっとりCO₂ダイエット作戦事業の開始について
(環境立県推進課) ··· 18
- 5 湖山池の高塩分化の状況について
(水・大気環境課) ··· 19
- 6 「持続可能な地下水利用に向けた条例(仮称)案」に係るパブリックコメントの実施結果等について
(水・大気環境課) ··· 20
- 7 「鳥取県石綿健康被害防止条例の改正案」に係るパブリックコメントの実施結果について
(水・大気環境課) ··· 別冊
- 8 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理について
(循環型社会推進課) ··· 23
- 9 (財)鳥取県環境管理事業センターからの一部債務免除の要請について
(循環型社会推進課) ··· 24
- 10 産業廃棄物処分場税の適用期間の延長について
(循環型社会推進課) ··· 25
- 11 都市計画区域マスタープラン策定における「まちづくり研究会」の概要について
(景観まちづくり課) ··· 27
- 12 第30回全国都市緑化とっとりフェアの準備状況について
(公園自然課) ··· 28
- 13 ホテル・旅館等に係る緊急点検結果について
(住宅政策課) ··· 29
- 14 鳥取プレイランド跡地付近の試掘結果について
(東部総合事務所生活環境局) ··· 32

生 活 環 境 部

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価準備書に対する意見概要及び事業者見解について

平成24年8月21日
環境立県推進課

東部広域行政管理組合が鳥取市河原町にて計画中の可燃物処理施設（一般廃棄物焼却施設）に係る、鳥取県環境影響評価条例に基づく準備書について、事業者が環境保全の見地からの意見を募集し、その意見概要及び事業者見解が県に送付されたので報告する。

1 住民意見書の概要

(1) 募集期間:

平成24年4月13日（金）から5月28日（月）まで

(2) 意見書の提出数：35通 206件（事業者による整理）

(3) 意見書の内訳（事業者による整理）

- ・環境保全の見地からの意見 64件
- ・環境の保全の見地以外からの意見 142件

* 準備書とは、環境影響評価結果の1次とりまとめ書のことという。

* 鳥取県環境影響評価審査会は、鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき設置され、学識経験者から組織されており、環境影響評価に関する事項を調査審議する。

知事は、準備書等について、環境の保全の見地から意見を述べるときは、審査会の意見を聞くこととなっている。

2 計画中の可燃物処理施設の概要

事業名称：東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業

事業者：鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 竹内功（鳥取市長）／鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の1市4町で構成される一部事務組合

施設：一般廃棄物（可燃物）焼却施設（処理能力：270t／日）

設置場所：鳥取市河原町山手ほか

3 環境影響評価条例手続きのスケジュール

(1) 手続きの全体の流れ

方法書 → (調査・予測・評価) → 準備書 → 評価書 → (許認可・事業着手) → 事後調査

(2) 手続きの進捗と今後のスケジュール

平成21年9月1日：方法書の公告・縦覧の開始（環境影響評価手続きの開始）

【方法書に対する環境影響評価審査会開催（3回）】

平成22年1月20日：方法書に対する知事意見提出

【環境アセス（調査・予測・評価）実施】

平成24年4月13日：準備書の公告・縦覧の開始（5月14日まで）

4月21日：準備書説明会の開催

5月18日：準備書に対する環境影響評価審査会（第1回）開催

5月28日：事業者への地域住民意見提出期限

8月1日：住民意見及びそれに対する事業者見解書の送付（県及び鳥取市）

8月3日：関係市である鳥取市へ意見照会

9月～10月：【準備書に対する環境影響評価審査会開催（3回程度）】

10月31日：準備書に対する知事意見提出期限（見解書の送付から3ヶ月以内）

* 知事意見は、鳥取市長の意見を勘案し、事業者に提出された県民意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会の意見を聴き、準備書に対する環境保全上の見地から提出する予定。

準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

事業者による住民意見の分類は次のとおり。

項目	分類	意見数(件)	割合(%)		分類	意見数(件)	割合(%)
環境保全の見地に関する意見	(1) 大気質	15	7.3	の見地以外の意見	(6) 処理能力	1	0.5
	(2) 悪臭	3	1.4		(7) 処理方式	3	1.4
	(3) 水質	1	0.5		(8) 土地利用	2	1.0
	(4) 土壌汚染	2	1.0		(9) 残渣処理、余熱利用等	2	1.0
	(5) 動物・植物、水生生物及び生態系	19	9.2		(10) 安全管理、維持管理及び緊急時対応等	6	2.9
	(6) 車両の影響	4	1.9		(11) 協定等	13	6.3
	(7) 予測評価手法全般	2	1.0		(12) 合意形成等	5	2.4
	(8) 調査対象範囲	14	6.8		(13) 情報公開等	2	1.0
	(9) 事後調査	3	1.4		(14) 工業団地との関連性	11	5.3
	(10) その他	1	0.5		(15) 訴訟関連	5	2.4
小計		64	31.0	(16) 健康影響		9	4.4
環境保全	(1) 事業の必要性	9	4.4	(17) 説明会	1	0.5	
	(2) 位置の選定	15	7.3	(18) 風評被害	5	2.4	
	(3) 処理の広域化	9	4.4	(19) その他	40	19.4	
	(4) 施設の延命化	2	1.0	小計	142	69.0	
	(5) 計画全般	2	1.0	合計		206	100.0

1. 環境保全の見地からの意見（県で主な意見を集約したもの）

(1) 大気質

意見概要	見解
最新の排ガス処理技術とはどんな方法か。現在稼働中の他施設の処理方法との違いは。	ろ過式集じん器(バグフィルタ)及び窒素酸化物除去設備が基本。既存の神谷工場よりも、除去効率の良いバグフィルタを採用する計画。
予測は実際の汚染物質を流して調査すべきではないか。また、地形を考慮した拡散実験をすべきではないか。(同様な意見:他 1 件)	排ガスの拡散予測は、国の指針に記載された方式でコンピュータシミュレーションにより実施。多くの環境影響評価事例で用いられている実績のある式であり、適切と考える。
計画している可燃物処理施設では、煙突から排出される水蒸気に有害物質が含まれているのではないか。(同様な意見:他 2 件)	ごみを燃やすと排ガスが発生するが、本施設は最新の排ガス処理設備で法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境に影響を与えない施設を計画している。本予測では、処理方式が確定していないことから、メーカーアンケートを実施し、処理方式ごとに最も影響が大きい各条件を基に、予測評価を実施した。その結果からも、大気質への影響は極めて小さいことを確認している。
煙突から約 300m に民家が 1 戸ある。調査項目で、大気、騒音、振動、悪臭、水質(表流水、地下水)、土壌はどうなのか。1 戸といえど生存権、基本的人権の問題はどうか。	最寄りの民家では、騒音、振動、悪臭の調査を実施している。予測は、大気、騒音、振動、悪臭等を実施し、いずれの項目も本施設の影響が極めて小さいことを確認している。
排ガスや排水量、予想される重金属の排出量や種類などを示していただきたい。焼却施設からは重金属がかなり出ると思うが、鉛や水銀は測定しないのか。こういうものが出た場合どう対応するつもりか。(同様な意見:他 2 件)	最近の各種製品は水銀や重金属類を極力使用しないようになっている。また不燃ごみや水銀を含んでいる蛍光管等は分別収集・リサイクルしており、可燃ごみに重金属等が含まれる可能性は極めて低い。一方、新しい可燃物処理施設では、排ガスの重金属等を捕獲する排ガス処理施設を設置する。
焼却排ガス量や排水量等、煙突から排出されると予想される重金属・浮遊粒子・ダイオキシンなどの全ての排出量・種類が予測されていない(同様な意見:他 2 件)。	本事業における環境影響評価は、県の環境影響評価条例に基づき実施。環境影響評価項目の設定や予測・評価の手法は、県の環境影響評価技術指針に基づくものであり、方法書段階での各方面からのご意見も踏まえて実施している。

(2) 悪臭

意見概要	見解
周辺への臭気指数で生活環境に影響を及ぼさないとはどの程度を示すのか。特定悪臭物質濃度の観点で悪臭防止法に基づくA区域の規制基準とはどのような内容なのか。	臭気指数とは人の嗅覚による臭いの程度を数値化したもの。臭気指数10未満で、ほとんど臭いを感じないレベル。特定悪臭物質濃度の観点で、悪臭防止法のA区域規制基準とは、住居系の地域、学校及び病院等の周辺地域に適用される基準のこと。
対象事業実施区域は悪臭規制地域に指定されていないとは、悪臭が発生しても規制しないということか。	鳥取市の悪臭規制では、特定悪臭物質濃度で規制されているが、事業実施区域は規制地域外である。ただし、本組合としては、生活環境の保全の重要性を認識しており、A区域の特定悪臭物質濃度の基準を公害防止に係る計画目標値として設定のうえ、事業実施では、可能な限り環境負荷の低減に努め、周辺地域の環境に影響を及ぼさないよう配慮する。
暖候期(4~9月)のわずか1日の調査で予測してある。十分といえるのか。また、春は南西の風、冬は北東の風が強い。この次期も悪臭調査は必要と思われる。	国の指針によれば生活環境への影響が大きくなると考えられる代表的な時期に1~2日とされている。これらも参考に、悪臭の調査は、気温が高くなり腐敗等が進行し易くなる暖候期に1日の調査を行った。

(3) 水質

意見概要	見解
地下水の調査地点は山手、福和田部落下の2ヶ所であるが、下流域では地下水を生活用水として使用しており、これまで食中毒等もない。今回の実施にあたり、地下水に何らかの影響を及ぼすではないかと大変不安があり、全地域の地下水、地下水脈の調査を実施されたい。	調査対象とした2ヶ所の簡易水道の水源は、多くの家庭に配水している代表的なもの。この水源は、候補地を挟む2つの異なる谷にあることから、当該地域の代表的な地下水脈と考えている。

(4) 土壌汚染

意見概要	見解
環境基準値内のダイオキシン発生量と記載されているが、微量でも土壌に蓄積される部分があり、やがて何年後かには基準値を超えるかも分からぬと思うが、どう考えているのか。また、今後、公害発生が「0」とはいえないと思うが、何ヶ所かは、現在の土壌の成分を調査し、記録を保存しているのか。	ダイオキシン類は、自然界にも存在しており、この度の調査でも、微量ながら土壌に存在している。 またこれまで八頭環境施設組合で山手、郷原、三谷、加賀瀬地内で、土壌中のダイオキシン類の定点調査を行っており、その由来は、主に除草剤によるものと公表されている。なお、本施設によるダイオキシン類の影響は、極めて小さいことを確認しており、ダイオキシン類は、紫外線により分解していくことがわかっている。今回の調査結果を保存し、事後調査結果についても保存する。
土壌汚染物質等の調査地点は運動場だけであるが、事業実施区域内にはないが、なぜか。	土壌汚染物質は、排ガスの拡散に伴う大気汚染物質の沈着との関連性を考慮し、大気調査地点と同一の地点とした。

(5) 動物・植物、水生生物及び生態系

意見概要	見解
「移動能力の低い生物は影響を受けると考えられるが、周辺にはため池、河川などの水域が残存するため生物相の変化は小さいものと考えられる。ただし、ため池に生息し移動能力の低い一部の生物については予測結果に不確実な部分が含まれるものと考えられる。」があるが、地ユノ谷ため池及び楮谷ため池は埋め立てられ、ため池は消失し、生物を殺してしまう。	ため池に生息する移動能力が低い生物群については、施工時に確認された場合、付近のため池等へ移植を行います。
レッドデータブックとつとり、「第2回自然環境保全基礎調査（環境庁 第2回調査 昭和53年度）はいずれも資料が古い。	レッドデータブックとつとりについては、平成24年3月30日付で改訂版が公表されており、評価書の作成では、改訂版の内容を反映し、見直しを行う。

意見概要	見解
この地域一体の自然が崩壊し、絶滅危惧種も生存している動植物の生態系が崩れる恐れがあるのではないか。建設はやめてほしい。 (同様の意見:他2件)	本事業の性質上、土地の改変は避けられず、土地の改変によって影響が生じる、または影響が大きいと考えられる種については、その影響が可能な限り小さくなるよう保全措置を実施する。移植等の実施では、既存の実施事例収集、現在の生育・生息環境を調査し、類似した環境へ移植を行う。
国英地域に絶対危惧種といわれる動植物、水生植物が、どれくらい生存・生育し、工事による絶滅の可能性、群落の消滅や減少があるのか。また今後の保存対策はどうしていくのか(工業団地も含めて)。国英地域一体には千代川、靈石山、森林(針葉樹、広葉樹)、竹林、果樹林、田・畑、ため池等自然環境に富んでいる。開発をしてほしくない。 新設の調整池が造られても4,5年以上かかるないと水生動植物は住み着かないと思う。	対象事業実施区域周辺に生育、生息する絶滅危惧種等に該当する動植物、水生植物の分布状況及びその保全対策は、要約書7-4-1章～7-4-3章に示すとおり。なお、工業団地については、本事業とは別の事業であり、環境影響評価には含まれていないが、工業団地の改変範囲に生息する重要種の確認状況については、工業団地の事業者である鳥取市に対し、確認種、確認位置等の情報を渡し、事業実施にあたりその保全に配慮するよう伝えている。
重要な生物(以下動物・植物・水生生物を総称して「生物」として表します)が生息していることが判明したのなら、この対象事業実施区域に焼却場を建設すべきではないと思う。 環境保全措置を実施するとあるが、国や県のレッドデータブックに記載されている生物ならば、なおさら人間が手を加えるべきではない。100%の移植は不可能であり、その生物は今いる所が適地である。(同様な意見:他1件)	本事業の性質上、土地の改変は避けられない。そのため、土地の改変によって影響が生じる、または影響が大きいと考えられる種に対しては、その影響が可能な限り小さくなるよう保全措置を実施する。施設の整備では、周辺環境に十分に配慮し、情報提供を積極的に行いながら事業を進める。
排煙からの降下物質、降雨に伴う耕地、河川からの流出物質が漁類の食餌である藻類や水棲昆虫に付着し生物多様性を誇る千代川の生態系や食物連鎖に影響を及ぼすことはないのか。	排ガスの拡散計算式は、国の指針に記載されているもので、多くの環境影響評価事例で用いられる等実績があり、適切なものと考えている。その結果より、本施設による大気環境への影響は極めて小さく、現況とほとんど変わらないことから、千代川の生態系や食物連鎖に及ぼす影響はないと考える。

(6) 車両の影響

意見概要	見解
廃棄物運搬車両等の走行ルートは学童、生徒の通学等に危険、影響を及ぼさないよう安全性が図られているか。 ゴミ回収車の台数がかなり多いと思うが、そのような考慮が欠けている。	ごみ収集車両等の交通経路は、鳥取自動車道や河原インター線など交通安全施設が整った主要道路の走行を基本としている。また、集落内のごみ収集に伴う車両の走行には、上下校の時間帯歩行者に十分注意するよう収集運搬の責任者に申し入れる。 なお、ごみ収集車両が集中する河原インター線において、車両の走行に伴う排ガス、騒音及び振動を予測した結果は、問題のないものとなっている。
1台／分毎に通行する運搬車の考慮が不足。通行の危険、騒音、排ガスの増加による健康への危惧など、生活道を通るのは困る。	搬出入車両台数は、現在、鳥取市で稼働している神谷清掃工場等の4施設の平成22年度搬出入車両実績から設定。
搬出入車両台数(日台数：片道)全体最大台数440台通常台数210台となっているが、どのようにして算出したのか。工事中何日間か。	搬出入車両台数は、現在、鳥取市で稼働している神谷清掃工場等の4施設の平成22年度搬出入車両実績から設定。

(7) 予測評価手法全般

意見概要	見解
環境側面のインプットとアウトプットの検討が不十分。また、全て定常状態による評価で、想定され、非定常・緊急事態の評価が含まれていない。環境影響評価になっていない。やり直し。事故等で大気汚染となった場合、影響はかなり広範囲に拡がるものと思われ、現在の評価範囲では不十分ではないか。事故やトラブルが発生した際に想定外とならないよう環境へどのような影響があるのかをシミュレーションし、具体的な対策・体制を整備しておくべき。	本事業の環境影響評価は、鳥取県の環境影響評価条例に基づき実施している。環境影響評価項目の設定や予測・評価の手法は、県の環境影響評価技術指針に基づくもので、方法書段階での各方面からのご意見も踏まえて実施している。なお、非定常・緊急事態については予測評価の項目ではないが、東日本大震災の教訓を踏まえ自家発電設備を設置する計画であり、電源の確保により地震等による停電でも安全に施設を停止できるよう配慮する計画です。また、事故防止対策のマニュアルは、処理方式が決定し、具体的な施設計画を検討する時点でき作成する。

(8) 調査対象範囲

意見概要	見解
<p>環境影響評価の調査範囲を国境地区内だけとしているのはなぜか。煙も水も一滴も出さないと言いながら、ダイオキシンなどの有害物質の拡散が分かったにもかかわらず調査範囲を広げていない。例えば半径2km以内には、八頭町国中、河原渡一木、下佐貫、下曳田、曳田、佐貫、八日市も入っているがこれらの地区を調査対象外としている理由はなにか。</p> <p>また有害物質の拡散が予測される範囲の中には小学校・中学校・幼稚園・保育園も含まれており、調査範囲を広げ、大気調査もするべきではないか。(同様の意見:9件)</p>	<p>範囲について、大気質では、現況調査の範囲を約1km、予測評価の範囲を方法書での意見を踏まえ、より広い約5kmとしている。現地調査は、調査計画策定時に行った事前の予測にて、最大着地濃度地点が出現すると想定された1kmの範囲を基本に、集落の状況等を考慮して設定した。なお、調査結果をみると、地点による濃度差は小さく、この地域の現況濃度は基本的に一様であると判断している。また、予測評価の範囲を約5kmとしており、指摘のあった地域にも予測対象としている。</p> <p>また、ダイオキシン類の国の基準では、耐容1日摂取量を体重1kgあたり4pg(ピコグラム)としている。これは感受性が高い胎児への影響も踏まえて設定され、人が毎日摂り続けでも健康に害を及ぼさないとされる値。</p> <p>環境省の資料では、平成21年度に日本人が毎日平均的に摂取している量は体重1kgあたり約 0.85pg-TEQ(※補足: TEQ=毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位)であり、耐容1日摂取量の 1/5 程度。このうち食べ物からの摂取量は約 0.84pg-TEQ/kg と最も多く、呼吸による大気からの摂取量は 0.0090pg-TEQ/kg と非常に少ないものとなっている。</p>
<p>煙突 59mということだが、方法書の段階でなぜ煙突の高さが不明であったのか。公表されなかったのか。環境影響調査を実施するにあたって、当然半径2kmという調査範囲が想定されるのでは。国中1区、2区等なぜないのか。</p>	<p>方法書段階では、煙突の高さが確定してなかつたため、記載していない。調査範囲の設定にあたっては、煙突高さを 59m と想定し、事前予測を実施。</p> <p>本事業においての対象地域の考え方は上述のとおり。</p>
<p>「環境影響評価技術マニュアル」「環境アセスメント技術」によると、煙突の実態高 30m で調査対象地域半径3km ともある。用瀬地区で3km の要望があった。28p「約 5,000m の範囲で影響を予測しており」となっているが。なぜ。</p>	<p>「環境影響評価技術マニュアル」「環境アセスメント技術」によると、煙突の実態高 30m で調査対象地域半径3km との記載があるが、煙突実態高と調査対象地域の範囲は目安であり、実際は処理能力によっても異なる。本事業においての対象地域の考え方は上述のとおり。</p>

(9) 事後調査

意見概要	見解
<ul style="list-style-type: none"> ・大気質、悪臭、水質、土壤における事後調査期間は「事業活動が定常となった時期から1年間」とあるが、供用後何年の稼働予定で何年後に調査予定か。これらの項目の調査は毎年行うべき。(同様の意見:他1つ) ・事後調査は、事業活動を続ける間は継続して行うべき。特にダイオキシン類は、分解しないのだから年々蓄積する。また、大気中にはらまかれる重金属類も年々蓄積される。これらの追跡調査が予定されないのが、判らない。 	<p>環境アセスにおける事後調査については、事業活動が定常となった時期から1年間と考えている。また、大気汚染防止法等の法令等によるものについては、法に準拠して実施する。</p> <p>なお、ダイオキシン類については、紫外線により分解していくことがわかっている。</p>

(10) その他

意見概要	見解
<p>春先は黄砂がすごく、近くの靈石山にそつて、国中の方向に多く流れる。悪臭だけではない。また冬の積雪による被害はでないものなのか不明。</p>	<p>黄砂の影響については、広域的な現象であり、本地域特有のものではないと認識。</p> <p>なお、積雪による建物への影響はなく、搬出入道路は適切に除雪を行い、積雪による停電も、自家用発電設備を設置し、対応していく計画。</p>

2. 環境保全の見地以外の意見

(1) 事業の必要性

意 見 概 要	見 解
東部地区全域のゴミを集めて、有害な煙が排出される焼却場で処理すると聞いているが、再びゴミ焼却場が建設されようとしているのは何故か。	ごみは、住民が生活する上で発生するものであり、衛生的・安定的に処理するためには、ごみ焼却施設はどうしても必要な施設。
国英地区で賛成を表明している集落は全くなく、土地所有者も半数が不賛成宣言し、半数以上の反対署名も提出しているにもかかわらず、強引に進めようとする意図は？得をする人がいるのか？地元の同意を得たかのように進める行政は少しおかしいのではないか。 また知る限りでは、部落総意で建設賛成と表明している部落は無いが、建設を賛成している部落があれば、説明願いたい。（同様な意見：3件）	施設整備は、周辺環境に十分に配慮するとともに、情報提供を積極的に行なながら事業を進めていく。なお、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生を防止するため、国では平成9年にガイドラインを策定している。そのガイドラインでは、小型焼却炉を一定規模以上の全連続炉に集約し、燃焼を安定させ、ダイオキシン類の発生を防止するとともに、併せてバグフィルタ等の高度な排ガス処理設備等を設置することとされている。また、全連続炉から発生する熱エネルギーを発電等に活用することを示している。東部圏域においても、ごみ処理広域化施設の整備を推進しており、平成18年に「ごみ処理広域化計画（改訂版）」を策定のうえ、収集運搬効率の改善、経済性、環境保全等の観点から検討を行い、最終的に1施設に集約する方針とした。また本施設では、最新の排ガス処理設備で、法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境へ影響を与えない施設となるよう計画している。
調査前に地権者には、建設を前提としたものではないと言いながら、建設を想定した調査になっている、なぜ事実を公表しないのか。地権者は建設の為でないなら、許可しても良いのでは、という人が多かった。	
部落長説明会も法的人格をもった部落長なのか、部落民の委任状を持って出席した部落長なのか、住民に説明報告会を実施しているのか、住民の意見を集約確認しているのかも調査しなければならない状況下で説明が終了し、納得が得られたと認識されることは軽々といわざるを得ないのではないか。	
国英地区のコミュニティ環境では、本件を進めるため、行政側から一部の住民に対し懐柔や抱き込み工作が行われ、不和や不信感が高まっていると聞いている。このような状態で本件を推進していくと、コミュニティの崩壊を促進させる結果とはならないか？	

(2) 位置の選定

意 見 概 要	見 解
八頭町西御門地区周辺の計画は、地元の反対で事業を断念されている。今回の計画は、国英地区的過半数を超える反対者がいるが、強引に事業を進めようとされている。西御門と国英とどんな違いがあるのか。	八頭町西御門地区には、東部圏域に2施設を建設する計画の中で、その1施設を建設させて頂くようお願いをしていたもの。 その後平成18年に計画を見直し、1施設に集約することとし、改めて40ヵ所の候補地から検討し、河原町山手地区を選定したもの。
仮に鳥取自動車道の鳥取IC出口あたりに焼却場を建設した場合と、現在の計画地においてごみ収集車の運搬距離の総計を試算して比較してもらいたい。	本意見については、実施する考えはない。なお、平成20年に専門機関により、ごみ移動量の検証をしている。

意見概要	見解
<p>計画中の地域は、東部地域の農業生産の中心的役割を担い、清流で生育する鮎等の淡水魚の漁獲が多い自然に恵まれた地域である。</p> <p>また、小中学校等も近くにあり児童生徒に対する環境面での低下を避け、より良い環境づくりをし、健やかな子供の育成をすることが義務であると考える。</p> <p>これらのことから土壤・水質・大気等への環境汚染が予測される本事業の設置場所として適切とは思えない。従って、これらに対する影響が極力少ない場所の選定を望む。</p> <p>(その他、他の地域を望む意見など：他10件)</p>	<p>可燃物処理施設の整備計画は、平成12年度に東部圏域の各市町村から提案された約40箇所の候補地を基に検討を進め、千代川右岸と左岸にそれぞれ1施設建設する計画であった。</p> <p>その後、道路交通網の整備等、社会情勢が大きく変化した事等を踏まえ、平成18年に検討委員会で検討した結果、可燃物処理施設は東部圏域に1施設とし、施設規模は1日当たり概ね360トンが適当であるとの第1次報告書が提出された。当組合ではこの報告書を受け、平成18年4月の管理者会において、報告書の内容に沿った整備方針が決定された。</p> <p>この方針に従い、改めて40箇所の候補地から選定した結果、河原町山手地区の工業団地予定地周辺を建設候補地として、地元住民のご理解とご協力を求めていくこととした。</p> <p>なお、河原町山手地区を建設候補地として選定した主な理由は次のとおり。</p> <p>(1) 位置： 東部圏域のほぼ中心、収集運搬効率が高い。</p> <p>(2) 道路網の整備状況 鳥取自動車道と河原インター線に近接し、交通アクセスが容易。収集車の生活道路通行が軽減される。</p> <p>(3) 土地の状況 土地の形状がなだらかな丘陵地で、土地造成が容易である。</p> <p>平成20年度に再度、専門機関で、ごみの移動量を検証するとともに、安全確保の観点から、活断層からの距離を確認した結果、同地が適地であると改めて建設候補地として決定した。本施設は、最新の排ガス処理設備を設け、法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画する。</p>

(3) 処理の広域化

意見概要	見解
なぜ鳥取市だけでなく東部域のゴミなのか。	(1) 事業の必要性と回答同じ
一箇所に集めなくてもその地域でごみの小量化を図り、地域ごとで処理する方向は取れないか。	
事故時に大事にならぬよう、東部地域で2～3箇所とし、リスク分散すべき（同様な意見：2件）。	
施設は大型ではなく各箇所で設置期間を決め、持ち回りで、どの地域も公平に施設を受け入れるようにすべき。（同様な意見：1件）	
東部広域管内で1箇所の施設計画はリスクが大きい。ごみ焼却場は過去に爆発事故等が多く発生している施設。事故等が起これば、ごみをどこへ持つて行くつか。	焼却灰を溶融する溶融炉は、過去にいくつか事故報告があるが、操業の支障をきたす爆発事故をおこした事例はないと認識している。また本施設は、炉の複数化やごみを貯留するピットの容量を十分に確保するなど、操業に支障がないよう配慮した計画としている。

(4) 施設の延命化

意見概要	見解
施設の事業化の論拠として現施設の老朽化を挙げているが、国英地区で稼働していたゴミ処理施設は設備の更新で長期にわたって同一場所にあった。環境省が「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」をまとめている。施設の集約化で新たな環境への危険因子を生むのではなく、効率化及び有効利用の面で現施設の延命化を再検討すべきではないか。	ごみ焼却施設の耐用年数は25年から30年程度と言われ、施設の延命化は、耐用年数に至る前に設備の更新などを適切に行うもの。なお、鳥取市で稼働している4施設は、耐用年限が近づきつつあり、新たな施設の整備が早急な課題となっている。
現存施設の延命化には地元住民の反対もあると思われ、計画施設でも地元住民が反対している。	現在、鳥取市により、平成29年3月まで河原町を始めとする東部圏域の住民のごみを受け入れること、神谷清掃工場の地元関係者と話し合いが行われているところ。

(5) 計画全般

意見概要	見解
鳥取市は国英地区だけを相手に話を進めているが、ゴミ焼却場ができることで発生する様々な問題は決して国英地区だけに留まらない。河原町は小さな町だが、豊かな自然に囲まれ、多くの人々が生活している。こうした自然や人々に全く影響がないといえるか？	東部圏域は、自然に囲まれた良好な環境にあることは認識している。本施設では、最新の排ガス処理設備で、法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画する。
なぜ、有害な煙のでにくい煙突のない焼却場にならないのか？	ごみを燃やすとどうしても排ガスが発生し、煙突も必要となる。このため、最新の排ガス処理設備により、法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画する。

(6) 処理能力

意見概要	見解
5p 平成13年度370トン、平成18年度360トン、平成20年度330トン、平成23年度270トンと変わってきていく、270トンとした根拠は何か。	処理能力の設定根拠は、準備書2-5Pに記載。考え方は、将来人口の推計値、減量化・資源化施策の効果、災害廃棄物の処理等を考慮し、稼働率等を基に設定。

(7) 処理方式

意見概要	見解
計画施設の処理方法は「ストーカ方式」「ストーカ+灰熔融方式」「ガス化熔融方式」を基本に検討しているとの事だが、方式が決まっていない段階で準備書を縦覧し、住意見を求めるのは順番が逆ではないか。方式を決めてから意見を求めなければ意見は出せない。	予測は、メーカーへのヒアリング結果に基づき、大気質、騒音、振動等の項目別に各処理方式を比較し、最も影響が大きいと想定されるもので実施。また、大気質、悪臭、土壤汚染など、住民の方に関心の高い項目は、想定している3つの処理方式で予測を行った。その結果、いずれの方式でも、保全目標を満足することを確認し、本事業による環境への影響は極めて小さいことを確認している。
処理方式をメーカーアンケートとかで3方式として検討することだが、メーカーとはどのようなメーカーなのか。 調べたところ、ストーカ式の業者は①日立造船、②JFE環境（株）、③（株）タクマ、④三菱重工業環境エンジニアリング、⑤川崎重工等であり、流動床式燃焼装置の業者は、①荏原製作所、②（株）IHI環境エンジニアリング、③神戸製鋼所、④三井造船、⑤川崎重工等のようである。どうように検討されるのか。	アンケートは処理方式ごとに、客観的に対比が可能な代表的なメーカーに対して実施した。

意見概要	見解
3方式の欠点、利点を表にして比較してほしかった。	3つの処理方式の比較については、今後、具体的に処理方式を決定する際に実施する。

(8) 土地利用

意見概要	見解
<p>施設のほぼ全貌が説明されているが、</p> <p>(1) 現ため池二つが新設緑地となっているが、現ため池と新調整池の面積比較は？</p> <p>(2) 擁壁等となっているが、「等」とは擁壁以外に何があるのか。</p> <p>(3) 関連施設12,400m²とはなになのか。</p>	ため池の面積比は、現在ある池に対して概ね同程度となります。新しい調整池は、有効貯水量を算定して設置する。また、「擁壁等」とは、擁壁のほか、法面を含んでいる。関連施設は、現時点で車庫やストックヤード等を想定している。
残地森林26%は少ない。新設緑地とは何か。芝を植えた緑地なのか。「森林」と「緑地」の違いはないのか。	本事業では、緑地として、新設緑地と残置緑地を設ける。新設緑地とは、新たに整備する緑地であり、残置森林とは、現在の森林をそのまま保全するもの。これらの緑地の面積は、新設緑地が約26,500m ² 、残置森林が37,900m ² 、合計で約64,400m ² となり、敷地全体の約44%となる。

(9) 残渣処理、余熱利用等

意見概要	見解
焼却残渣等について現有施設の処理方法及びメリット、デメリットについて示して頂きたい。環境面で最も低リスクだと考えられる方法はどのような方法か。	現有施設の焼却残渣は、本組合の管理型最終処分場にて安全に埋立て処分している。また、本施設の焼却残渣等の処理は、検討を行っている段階であり、溶融処理しない方式の場合は全量埋立、セメント原料化、山元還元化等、溶融処理する方式では、スラグ化、山元還元化等の資源化を計画している。
温室効果ガスの排出削減のため排熱ボイラ設置で発電する方法は現在どこで実施されているか。また、費用対効果の面でのメリットはどのような点か。	京都市北部クリーンセンターや大阪市東淀工場では発電が行われている。両施設の年間の発電量は、京都市北部クリーンセンターで約40,000MWh、大阪市東淀工場で約53,000MWhとなっており、施設で使用する電力を賄い、余った電力は売電されている。 國の方針では、今後整備されるごみ焼却施設は、発電等を義務付けており、本施設についても発電施設を設ける計画としている。

(10) 安全管理、維持管理及び緊急時対応等

意見概要	見解
河原火碎岩層に立地するに際し、構造物（工場棟等）の耐震構造の概要と安全性を説明してほしい。	収集した廃棄物を貯留するごみピットは、汚水の地下浸透等が起こらないよう十分な厚さを持つコンクリート構造とする計画。また、東日本大震災においても、ごみピットが破損した事例はないとい聞いている。
施設から排出される汚水の地下浸透防止のための施設や設備は、自然災害時等に対する十分な安全性が確保される構造となっているか。	施設の整備につきましては、建設コスト、ランニングコスト等を総合的に勘案したうえ、1施設に集約することとしている。また、施設の運営については、適正な管理の方法について今後検討する。
大きな施設はランニングコストが大きいと思うが、転管理は外注されるのか。市の職員が運転していく程度の施設でないと十分な管理はできないのではないか。市の職員が運転するのであれば工夫をしながら対応していくので施設も長持ちすることになると思う。	

意見概要	見解
大気質に対する評価で、「ろ過式集塵機（バグフィルター）などの採用を基本」とあるのはそれだけ有害なガスを発生し、その防止策として、「事業者により実行可能な範囲内で影響の回避・低減が図られていると考えます。」とは如何にも無責任な行政対応である。目標値を超えたなら責任を持って強制停止させ、徹底的に対策を取らせてから稼働を開始する対応をする、とは言えないか。守るべき基準を守るのでなく、守れる基準しか守らないと言っているとしか受け取れない。	本施設では、法令等に定められた基準に対して、より厳しい基準を計画目標値として定めています。また、これらの排ガスのデータについては、24時間の監視を行うとともに、大気汚染防止法に定められた測定も実施する。施設の稼働にあたっては、この目標値を満足するように運転管理を行うとともに、この値を超える場合には、原因を確認のうえ、必要な対策を講ずる。
事故等が発生した際、緊急時の対策として「事故対応マニュアルに準じて迅速に対応できるようにする」とある。事故対応マニュアルの具体的な内容とともに環境に影響が出た際にどのように対処、回復させるのかを示してほしい。また経済的比較だけでなく、事故防止対策のマニュアル、比較検討も是非してほしい。	事故防止対策のマニュアルについては、処理方式が決定し、具体的な施設計画を検討する時点で作成する。

(11) 協定等

意見概要	見解
周知のこととは思うが、国英地区には以前ゴミ焼却場が建設されたことがあり、その時に『もう国英地区にはゴミ焼却場をつくらない』という契約が交わされている。（同様な意見：他12件）	協定については、八頭環境施設組合と地域住民との間で締結されたもの。なお、本件については、裁判上の係争事項であるため、環境影響評価では取扱わない。

(12) 合意形成等

意見概要	見解
一般住民への説明をきめ細かく行い意見、要望等を吸い上げて頂きたい。	住民の皆様には、引き続き説明をさせて頂くとともに、意見、要望等を聞いていきたい。
『平成18年4月に、国英地区部落長会に環境影響評価（事前調査）実施を要請した』とあるが、その回答はどうであったか。無回答のまま事前調査に踏み切ったのではないか。国英地区部落長とは、地区住民にとってその意見集約の機関として何ものにも代えられない重要なものであるが、この可燃物処理施設整備事業についてどのように諮詢したか。	平成18年4月の国英部落長会に1市4町の首長が出席し、環境影響評価の実施を要請。その後部落長会で検討され、部落長会会長より「この問題については、部落長会では取り扱わない。各集落個別の対応とする。」との回答があった。平成19年8月に当時の部落長会会長へ説明会の開催をお願いしたが、前年同様の回答であり、平成23年1月の部落長会でも同様の内容が確認されたと聞いている。
そもそも環境影響調査は地区住民の十分な合意形成のもと実施すべきで、その結果を鳥取県環境影響審査会にはかり、知事が意見を述べるべきである。（反対する地区的調査を実施してそれを適切と評価し、知事が意見をいうというのはいかがなものかと思う。）	本事業の環境影響評価は、県の環境影響評価条例に基づき実施している。環境影響評価項目の設定や予測・評価の手法は、県の環境影響評価技術指針に基づくもので、方法書段階での各方面からのご意見も踏まえて実施している。
ゴミ焼却場建設は決して国英地区だけの問題ではない。考えられる影響について、プラスの面もマイナス面もすべて西郷・散岐なども含めた河原町全域に向けてより詳細な説明をすべきだと思う。より住民の意見をとりいれるべきではないか。	地元の皆様への説明は、地権者集落を優先して行っている。また、環境影響評価準備書に係る説明会は、本年4月21日に河原町中央公民館で開催した。なお、「国英地区地域振興推進本部だより」や本組合ホームページで情報提供を行うとともに、河原総合支所内に、住民の皆様との窓口として、国英地区地域振興推進本部河原事務所を開設している。
情報の提供や、調査地域が総べて狭い国英地区に限定され、住民を納得させる充分なものとは云い難い。	

(13) 情報公開等

意見概要	見解
<p>積極的に情報公開・提供ということだが結論のみ情報提供、事後の情報公開である。</p> <p>情報公開は、透明性、客観性、公正の確保が重要である。また、行政の判断に至る意思形成過程、他機関との折衝過程も（経緯）も情報公開してほしい。県との「事前協議」はどこまで進んでいるのか。説明会と称して行われるが、住民の意見交換の場が少ない。判断は誰がするのか。住民判断を十分取り入れてほしい。</p> <p>（同様の意見：他1件）</p>	<p>これまで、本事業の内容は「国英地区地域振興推進本部だより」の発行のほか、本組合ホームページへの掲載、説明会の開催など広く情報提供を行っている。</p> <p>本組合としては、今後も継続して情報公開や意見交換を行う。</p>

(14) 工業団地との関連性

意見概要	見解
<p>河原インター山手工業団地（事業区域面積20.4ヘクタール造成区画面積6.7ヘクタール）プラス現グランド2.5ヘクタールが地域一体にできる。環境影響調査は可燃物処理施設14.6ヘクタールの土地利用を対象とした調査であって、工業団地のことは加味されていない。騒音、排ガス、振動、等の影響は動植物、周辺部落、家屋に対する影響は大と考える。それぞれの工事がダブって行われはしないのか。（同様な意見；その他5件）</p>	<p>本事業における環境影響評価は、県環境影響評価条例及び同技術指針に準拠して行っている。現在鳥取市が進めている工業団地の整備事業については、環境影響評価の対象事業ではない。</p> <p>工事は、工業団地の事業と重なる時期があるので、鳥取市と調整を図り、適切に行う。</p>
<p>隣接地に工業団地が造成されても変化は小さいものなのか。</p>	
<p>工業団地造成にあたっての造成中、造成後の車両台数はどうなるのか。</p>	<p>工業団地整備事業は、鳥取市の事業であるため、詳細は判らない。</p>
<p>可燃物処理施設14haうち6haが緑地、工業団地の緑地はいくらか（市に確認してほしい）。両者の開発により緑地が減少する。周辺一体の保水力に影響がでてくる。簡易水道の水源を地下水調査としているが、浅井戸、深井戸何メートルなのか。水質調査で表流水の調査をしているが、保水力と地下水の関係で施設周辺の地下水調査が必要と思われる。</p>	<p>工業団地整備事業は、鳥取市の事業。</p> <p>簡易水道水源地の孔底深度は、山手水源地8.13m、郷原水源地45m。保水状況は、この2地点の事後調査を行う計画としている。</p>
<p>188p、189p 10ha減少とは。13ha減少とは鳥の種類によってなのか。事業実施は工業団地も加味されているのか。</p>	<p>要約書表7-4-2.18(1)～(2)、表7-4-2.19における「10ha減少」及び「13ha減少」については、予測対象種の主要な生息環境の面積がどの程度減少するかを予測したもので、鳥類の種類によって異なる。</p> <p>鳥取市が進めている工業団地整備事業については、環境影響評価の対象事業ではない。</p>
<p>「カスミサンショウウオの個体が半数程度になると考えられる。」事業により本種の生息環境が約7ha減少するとは、工業団地も加味されたのことか。</p> <p>わずか「隣接して計画されている工業団地付近にも生息していることに留意する必要がある。」とはどのように留意するのか。（同様な意見：他1件）</p>	<p>減少する約7haには工業団地整備事業は含まれていない。</p> <p>工業団地造成の事業者である鳥取市に、確認種、位置等を情報提供し、造成事業の実施に際し、その保全に配慮するよう働きかける。</p>
<p>「土地利用計画において、約3.8haを残地森林とし、樹林を現況のまま保全する計画とする。」とし、さらに「対象事業区域内には新たに緑地をもうけ・・・」となっている。残地森林に樹林を現況のまま保全し、となるが、緑地とは意味が異なるのでは。また騒音、排ガス、振動等がある場所に動植物が好んで生息しないと思う。対策をしっかりとしたものにしてほしい。</p>	<p>対象事業実施区域の土地利用については、準備書2-10P（図2-2.6）に示すとおりであり、残置森林とは別に一部の造成地に新設緑地を設ける計画。</p>

(15) 訴訟関連

意見概要	見解
この事業は地元住民と裁判で争っている案件であるので、裁判が終わるまでは手続きを進めるべきでない。 (同意見：その他4件)	東部圏域では、現在4つのごみ焼却施設が稼働しているが、いずれの施設も老朽化が進行し、新しい施設の建設が急がれる。 東部圏域住民の皆様の生活を守るために、1日も早く、施設を建設したいと考えている。

(16) 健康影響について

意見概要	見解
東北の原子力発電所からの放射能漏出事件で、東北の作物が売れなくなった事からも容易に想像がつきます。そのほかにもゴミ焼却により発生する恐れがある浮遊粒子やダイオキシンは、環境ホルモンとして人体にも影響を与えるでしょう。 長年に渡り国英地区にゴミ焼却場を設けようとしてますが、地区住民の健康リスクが高すぎると思う。 子供たちの健康への影響も心配される。	ダイオキシン類の国の基準では、耐容1日摂取量を体重1kgあたり4pgとしている。これは感受性が高い胎児への影響も踏まえ、人が毎日摂り続けても健康に害を及ぼさないとされる値。一方で、国の資料によれば、平成21年度に日本人が毎日平均的に摂取している量は体重1kgあたり約0.85pg-TEQ(※補足: TEQ=毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位)であり、耐容1日摂取量の1/5程度。このうち食物からの摂取量は約0.84pg-TEQ/kgと最も多く、呼吸により大気中から摂取する量は0.0090pg-TEQ/kgと非常に少ないものとなっている。 また、本施設では最新の排ガス処理設備により法令よりも厳しい目標値を設定し、周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画している。これに基づき予測した結果、本施設による大気質への影響は極めて小さいことを確認している。また既に稼働を停止したクリーンセンター やすの操業時に測定したデータ(水質、土壤、煙突排ガス)をみると、いずれも環境基準や規制基準を満足する値で、健康に問題のない値であった。
56pオ・ダイオキシン類福和田年間0.0088pg-TEQ/m ³ は基準値に至らずとも多いがこの原因は何か。137p土壤汚染物質調査で5.3pg-TEQ/gも同じ。資2-61pも同じ。 炉の様式によって異なってくるのではないか。 ダイオキシン類の性格からして非常に不安である。こわい。	平成22年度の鳥取保健所測定局における一般環境大気中のダイオキシン類濃度調査結果は、0.0088～0.016pg-TEQ/m ³ (年平均0.012pg-TEQ/m ³)であり、福和田の現地調査結果である0.0088pg-TEQ/m ³ はこの変動範囲内となっている。また、土壤中ダイオキシン類は、一部地点でやや高い傾向がみられるが、基準値(1,000pg-TEQ/g)と比較した場合、十分下回っており、一般的に問題となるレベルではないと考える。ただし、事業者としては大気環境及び土壤環境の保全が重要性は認識しており、供用後に同一地点でモニタリングを行い、影響を検証する。なお、排ガスは、基準以下になるよう処理を行うので、炉の方式でダイオキシン類の濃度が異なることはない。

意見概要	見解
「ごみを燃やす社会」山本節子著によればイギリスでは焼却炉の5km以内に住む子供たちの白血病とガンの罹患率が他地域の子供たちの2倍であるという研究成果がある。(同様な意見:他4件)	<p>山本節子著「ごみを燃やす社会」における記述では、著者が出版元を明らかにしないまま、著者自身が受け取ったとする一通のメールを根拠にこれらの記述を行っている。</p> <p>また、仮に2000年(平成12年)に「イギリスの一般廃棄物焼却炉の研究」が存在するならば、その根拠となるデータは少なくとも2000年より2年から3年前のデータと想定される。平成9年から平成12年は、日本で本格的にダイオキシン類の対策を講じようとする時期で、世界的には、1998年(平成10年)のWHO専門家会合で、「当面のTDI(ダイオキシン類の耐容一日摂取量)は4pg/kg/日」とした時期である。日本全体の一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量は平成9年では、5,000g/年であったが、平成22年では33g/年と約1/150になっている。このことから「ごみを燃やす社会」が発刊された当時と現在では排ガス処理技術の水準に大きな差があり、現在のダイオキシン類を取り巻く状況には当てはまらないと考える。</p> <p>なお、現在の鳥取の癌の発症率は、環境影響評価とは異なる事項である。</p>

(17) 説明会について

意見概要	見解
4/21の説明会は、行政側の説明は85分で質疑の時間より説明時間の方が長かった。まだ質問の手が挙がっていたのに会が打ち切られた。質問を受け付けないために説明時間を長くされたのか。	住民説明会で行った説明は、環境影響評価を住民の皆様にご理解を頂くため丁寧に説明を行った。質疑では、多くのご意見を頂き、活発な議論ができたものと考えている。

(18) 風評被害

意見概要	見解
“ゴミ焼却場がある町で育った作物”というだけで、買い手は減少し大きな風評被害を生む可能性がある。	現在、鳥取市で稼働しているごみ処理施設は、適切な運転管理がなされ、周辺農家の作物の売り上げが低下するような現象は起こっていない。上記のごみ焼却施設周辺の住民のことを考えると、この度、提出されたこれらの意見を、記載すべきかどうか考えざるを得なかった。
都市計画という名のもとにゴミ焼却場の建設計画は進められているが、そのことが河原町の利益になるとは思えない。むしろ建設されることで、作物の売り上げの低下、新たな転入の減少等、考えられる影響はマイナス面が目立つのではないか。建設に納得できない。	なお、全国の鮎の有名な河川の中には、本予定地と同じようにごみ焼却施設が川の近くに立地しているところがあつた。例えば長良川では、岐阜市の450t/日、郡上八幡市の37.5t/日の施設があり、四万十川にでは四万十町で25t/日が稼働しているが、特に風評被害があつたとは聞いていない。
地区一帯は田園が広がり、米・野菜と多くの農産物を栽培している、目に見えない有害物質の為にこれらの農産物が汚染され出荷できない恐れもできている。鮎の町河原の鮎もまた同じ運命を背負っている。そしてそこに建つ道の駅、清流茶屋かわらの名前も汚れてしまう。	

意見概要	見解
千代川は鮎の全国有名河川 16 のうちの 1 本にあげられている程の鮎の名川である。奈良朝廷に「火千年魚」として奉納された記録があり、江戸時代著された因幡誌には名物として記述されている。凄烈な水と良質な藻類を食餌として育った香り高く、食味の良好なことがこの名声を得ているもので、焼却炉から排出される各種物質が、水中、食餌に混入し、被害が発生する恐れはないか、風評被害でも起れば地元の誇る名物が消されることが杞憂されるが予測も影響調査もなされていない。	

(19) その他

意見概要	見解
東郷地区の住民が早く運転を終えてほしいと言われる理由は何か。神谷工場では建設前に環境影響評価はあるか。実施してあるのであれば、運転開始後の追跡調査の結果は公表されているか。近隣の住民は結果に不満を持たれていないか。（同様な意見：1件）	住民との約束を基本に、クリーンセンター やすが平成21年6月に操業を停止し、撤去されているのと同様に、神谷清掃工場も住民と約束をしているものと認識している。 また、神谷清掃工場では、施設建設前に自主的な環境影響評価を実施し、地元の住民の皆様からなる「神谷清掃工場運営協議会」という組織があり、そこに対して環境調査結果の報告などを定期的に行われている。
旧三谷川河口部に設置された排水ポンプは、姫鳥線の影響のみを対象にしたもので、工業団地やごみ焼却施設などの影響は考慮されてない。今回の計画の中で調整池が計画されているが、千代川や八東川が洪水の影響で水位が高くなった場合には排水樋門が閉じられて、三谷川と旧三谷川の水流が出口を失い内水として溜まることになる。水害に対してはどう考えているか。排水ポンプを増やすべきではないか。	本事業では、調整池の貯留容量は、現行のため池の約1.4倍の調整機能を有する調整池を計画している。なお、水害対策は、市の地域防災計画の中で検討されるものと考える。
組合はゴミを減らそうと努力されているか。具体的な取組みを示して頂きたい。減らすことが第一だと思う。事業系も一般ゴミと一緒に燃やすのか。そうであれば、事業系ゴミの処理は事業者にさせるべきと思う。	本組合は、構成市町と連携してごみの減量化に取り組んでいるところ。また、事業系ごみには、一般廃棄物と産業廃棄物があり、そのうち、一般廃棄物の処理には、市町村の責任で、適切に処理するもの。
私は焼却場の建設に反対です。それは私だけではないと思います。あゆの町河原町の自然を壊さないでください。もっと一人一人の住民の意見に耳を傾けてください。（その他事業に反対の意見：6件）	ご意見として掲載させていただく。
国英気象観測所（旧国英小学校）における、昭和20年2月26日に積雪160cmであったという記録があるが、このような状況に対して、どのように対応策を取るのか、説明してほしい。	必要に応じて除雪作業を行うこととする。
「農業者戸別補償制度」の交付金根拠「集落の転作面積が40%を超えるものであること」について、郷原部落の総水田面積のうち地ユノ谷に在る約45アールの転作地は条件の40%を下回ることとなる。耕作希望面積について、部落内で若干の確執が過去に生じた経緯もあり、このような状況が生来されることは迷惑であるが、対応策はどう考えているか。	今後、対象となる関係機関及び集落と協議の上、検討する。
28p 番号5の見解・・田を埋め立てて新調整池が造られる。可燃物処理施設（関連施設のそばの池）と工業団地（Eブロックのとなり）の池の二つを分水嶺境に造るのか。なぜ2つ必要なのか。	工業団地が計画していた調整池が工区変更により移動し、当組合事業での雨水排水を調整できないため、新たに調整池を計画した。

意見概要	見解
田が区域外で残る箇所があるが、地ヶ谷ため池側下流6枚の田はどうなるのか。水路が絶たれるが…工業団地Eプロックの造成地となるのか。	地ヶ谷の下流6枚の田の用水は、新しく設置する調整池で対応する。
計画地域には保安林がある。これは、土砂の崩壊その他の災害の防備等のために森林の機能を確保するため立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。このような特別な場所を開発する理由は何か。	保安林での工事に際しては、災害防止のための適切な対策を講じる。
近隣の集落排水施設に放流するとなっているが豊水期にはどうなるのか。時間雨量最大どのくらいか。隣接個人宅の安全は確保できるのか。	雨水は、調整池を通して河川に放流するため、集落排水施設には影響がない。
緑色の○印地下水調査片山浄水場が加わっていない。いれるべきでは。片山浄水場の調査項目「イオン分析項目」がないのはなぜか。	調査対象とした2ヵ所の簡易水道の水源は、多くの家庭に配水している代表的なもの。この水源は、候補地を挟む2つの異なる谷にあることから、当該地域の代表的な地下水脈と考えている。片山浄水場は、鳥取市が調査しているが、イオン分析項目は実施されていない。
水質調査結果は簡易水道の源泉のみとなっているが、2km周辺を対象とした主な地点ではないのか。簡易水道以外の地下水をも調査してほしい。施設だけでなく工業団地20.5haも造成されればなおさらで、保水力が非常に気になる。(地層との関連もある。)	評価書において修正する また、資料編(資6-1)にあるボーリング調査は、事業計画作成の際の基礎資料とする他、造成に伴う影響の事前把握のために実施したもので、準備書3-116Pと関連はない。
番号10「土壤」…事業者の見解欄資料編(資料5-1)とは…要約書29P、本文4-2は同一のもの。要は資6-1p~資7-1pまでと本文3-116pの関連を知りたい。	ボーリング調査については、谷部となる部分(No.1, No.2, No.4)及び将来の造成地盤高さ(No.3)を踏まえて調査地点を設定しています。
番号10「土壤」について…132p(ページ)の図でボーリング地点4のうちNo.1, No.2, No.4の3地点が山田なのはなぜか。また対称区域内の中央付近に調査地点がないのはなぜか。ボーリング箇所が偏っている。(参考 7-191p~193)	評価書において修正・記載。
143p ②植生の状況末尾に「なお、各群落の詳細については資料編に示すとおりである。」を加えるべきではないか。また、資料編のページを入れるべき。(その他、個別項目について、評価書で個別に記載・修正を求める意見: 6件)	
140~238pまで 植物、動物、水生生物の区分け説明がしてあるが理解しにくい。一覧表にして個々の説明ができないものか。例えば下記表の様に。調査地点等もいれるとなお良い。(242p図)	本環境影響評価は、県環境影響評価条例及び同技術指針に基づき実施し、記載内容も本技術指針に基づいたものとしている。
賛成住民のごく一部が京都まで出かけ視察、食事時間のほうが多いくらいであったようだ。また河原地域審議会メンバーが高松市まで14名で出かけられているが、何を検討視察したのか議事録もない。	住民の皆様には、最新のごみ焼却施設を熱心に視察して頂いた。

公害紛争処理法に基づく公害調停の申請について

平成24年8月21日
環境立県推進課

公害紛争処理法第26条第1項の規定に基づき、2名の県民他1名から、県営病院事業管理者を被申請人として、家屋の移転に伴う費用及び慰謝料等を求める公害調停が申請された。

このため、3人の調停委員からなる鳥取県公害紛争調停委員会（事務局：県環境立県推進課）を設け、紛争の解決に当たることとした。

1 事件の概要

- (事件の表示) 鳥取県平成24年(調)第1号事件
(手続の種類) 調停
(申請受付年月日) 平成24年7月19日
(申請人) A、B(鳥取県在住)、C(東京都在住) 計3名
(被申請人) 鳥取県営病院事業管理者
(紛争の概要)
1 公害に係る事業活動の行われた場所…鳥取県立厚生病院
被害の生じた場所…申請人の住所地(倉吉市)
2 調停を求める事項…被申請人は、申請人の家屋の移転に伴う費用の負担及び慰謝料等を支払うこと。
3 申請の理由…被申請人の事業活動により生じる騒音・振動により、入院を必要とするレベルの日常的な精神的ストレス被害を受け、完全に回復する目処がたっていない。

また、度重なる拡張工事により、申請人宅の家屋の破損および敷地の地盤沈下等を引き起こし、不動産価値の損失を被っている。

2 今後の予定

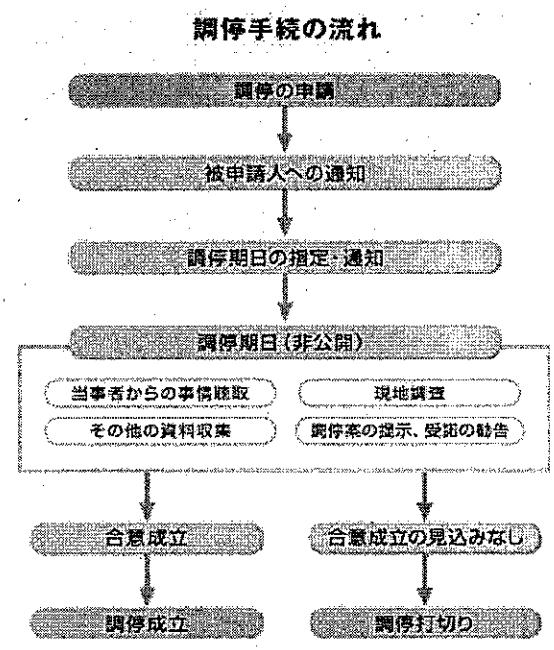
非公開による調停期日（調停委員及び当事者が出席し、意見の聴取、資料提出等を求める場）を開催し、相互の話し合いにより紛争の解決を図る。

【公害紛争処理制度について】

公害紛争処理制度は、民事上の公害紛争の迅速・適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法に基づき設けられた制度であり、都道府県は管轄に応じて、あっせん、調停、仲裁の3つの紛争処理手続きを行うこととなっている。

このうち調停とは、調停委員会が紛争の当事者を介し、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続き。

鳥取県では、平成11年の公害調停(打ち切り)以来、13年ぶりの申請で、8件目。



第4回とつとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議の概要について

平成24年8月21日
環境立県推進課

NPOや地域、企業などと連携して全国をリードする環境実践「とつとり環境イニシアティブ」を進めるため、第4回PT全体会議（今年度第1回）を開催し、3つの重点施策「エネルギー・シフト」「省エネ実践」「リサイクル推進」について意見交換を行った。.

1 第4回PT全体会議

- (1) 日 時：平成24年7月30日（月）午後2時～4時
(2) 議 題：「プラン推進に係る取組方針について」及び「プラン推進における課題と対応等について」に関する意見交換
(3) 参加者：26団体の代表者等

分 野	参加団体
商工関係団体	商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会
エネルギー供給事業者	中国電力、鳥取ガス、山陰酸素工業
関係団体	農業協同組合中央会、森林組合連合会、産業廃棄物協会、とつとり環境ネットワーク、地球温暖化防止活動推進センター
金融機関	鳥取銀行
交通機関	西日本旅客鉄道、バス協会
県民・消費者代表	連合婦人会、生活協同組合連合会
学術機関	鳥取大学、鳥取環境大学、米子工業高等専門学校、産業振興機構、鳥取県産業技術センター
行政機関	中国経済産業局、中国四国地方環境事務所、市長会、町村会、県

（4）主な意見：

- ① エネルギー・シフト（主要論点：県民参画によるエネルギー・シフト）
- ・ 系統連系の仕組みで分かりにくい点をオープンにして接続しやすいようにすることや、市民ファンドの取り組みを推進することなど、自然エネルギーの普及に気軽に参加できる仕組が必要である。
 - ・ 林地残材、未利用木材を山から搬出して木質バイオマスとして利用することで、雇用が発生する。
 - ・ エネルギーの資源多様化促進の検討に当たって、天然ガスシフトが重要な位置づけである。また、コージェネの積極的な導入も検討が必要である。
- ② 省エネ実践（主要論点：省エネ実践推進活動の普及啓発・モーダルシフトの推進）
- ・ CO₂削減を意識したライフスタイルの構築には県民総参加によることが一番大事。一人ひとりが身近なところから実践に取組み、それが県民に広がっていくことを期待している。
 - ・ 一度身についたライフスタイルを転換するのは容易でなく、幼少時からの環境教育をきちんとすることが大切。
 - ・ モーダルシフトの一環として、道路の利便性のよい駅に駐車場を整備し、その駅に特急を停車させることによって列車を利用しやすくするパークアンドライドの導入を推進しているので活用してほしい。
- ③ リサイクル推進（主要論点：水分を多く含むごみの減量・リサイクル推進）
- ・ 生ごみの堆肥化については、成分、価格、安定的な量の供給等が課題。まずは肥料効果等について作物とのマッチングを個別ケースで進めていくことが必要。
 - ・ 紙おむつのリサイクルは今後重要な課題であり、官民が連携して取り組んでいくことが必要。

2 今後の予定

- PTや各WGにおける意見等を踏まえ、引き続き連携・協働してプラン推進に取り組む
- プラン推進の取組において生じた課題等を踏まえ、各WGやPTでの議論を通じて来年度の政策戦略を作っていく。

とっとりCO₂ダイエット作戦事業の開始について

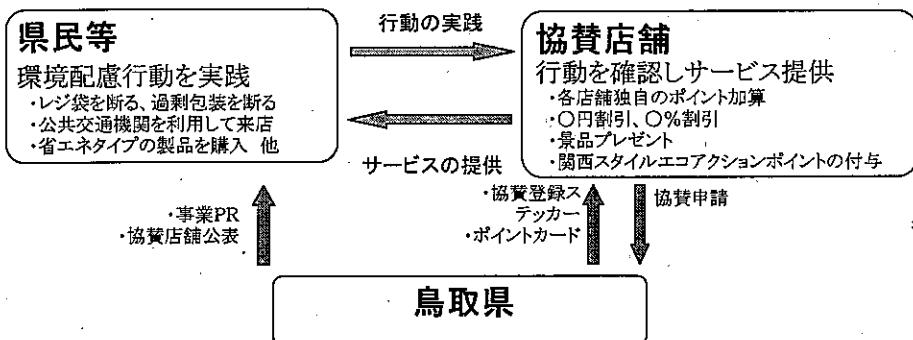
平成24年8月21日
環境立県推進課

県民が日常生活の中で省エネ製品の購入やマイバッグの持参など地球にやさしい環境配慮行動をすることで、協賛店舗から割引き、ポイント付与、プレゼント等の特典サービス提供を受けられる「とっとりCO₂ダイエット作戦」を9月1日より開始する。

1 目的

地球温暖化防止と循環型社会づくりに向けて県民の皆さん一人ひとりの意識の向上や環境に配慮した行動を広げることを目的とし、県民みんなでCO₂削減に取り組もうとするもの。

2 スキーム



3 登録協賛店舗数

県下全域の412店舗 (H24.8.10現在) 随時協賛店舗開拓中

<主な県民の環境配慮行動と協賛店舗の特典サービスの内容>

県民の主な環境配慮行動	エコ住宅建築、省エネ製品の購入、ノーレジ袋・マイバッグ持参、資源回収、リサイクル、エコカー購入、エコリフォーム、マイ箸持参、関西スタイルエコポイント付与商品(※)の購入
主な特典サービスの提供	住宅ローン金利引下げ、割引、プレゼント、ポイント付与、キャッシュバック、車両保証の延長、再生資源回収
地域別協賛登録店舗	<p>【県内全域】(株)山陰合同銀行、(株)鳥取銀行、ドラッグストアウェルネス、(株)丸合、ジャンボマックス、スズキ自販鳥取、(株)クリーニングホワイト急便、(株)エディオン(デオデオ)、ハートランドマミー、鳥取ダイハツ販売(株)、回転すし北海道、</p> <p>【東部】(有)サイクリングセンターヨネザワ、第一旭大ちゃんラーメン、アミティ、(有)さんいん住建、タイヤ館、フラワーガーデンひまわり、ベーカリーマーブルキッズ、ポーラー・ザビューティー鳥取叶店、salondeCLEAR、おひさま市場、(株)オオヒロMADOショップ鳥取中央店、(有)よねむら硝子、(有)カイザーケルン、(有)オカダ・デンキ、植田印刷、イヌイ薬局宮長店他、鳥取三菱自動車販売鳥取松並店、ルネックス鳥取本店</p> <p>【中部】マッチョイ、iHairIWAKURA、couplacafe、ばんだすみれ、おひさま環境設備、(有)向井組、旬鮮プラザ満菜館、フルテリア他、楽市楽座、湯の関ふれあいハウス、ハイワイ夢マート、新鮮市場プラット中央、あぐりポート琴浦他、小林薬局(有)本店、カフェレストランageHa、コミュニティーサービス石沼他、東宝ストア他、新あじそう他、(有)サンマルイ、カフェレストランサンジェルマン、鳥飼トヨー住器(株)</p> <p>【西部】えがおSHOP、(有)渡部住建、浜の芋太本舗、米子水鳥公園、イオン日吉津店他、WHITEWHIPPET米子店、ファミリーストアいしかわ、Rapheal、(株)玉屋クリクラ山陰、酒ゴリラホープタウン店、アトリエHagu、古民家かつみや、織房、Cantik、つぶつぶランチサークルおひさま、ファミリーストアいしかわ他、(有)岡田商店宗像店、(有)元勢アルミ、奥屋クリーニング、(株)マルイ車尾店、(株)オーガナイズ、Doki-Doki米子店、味平本店、freeland、カメラのキタムラ米子店他、(株)ホープタウン、(株)ユニサン安倍店他すし弁慶、(有)タイヤ館米子、(有)末広ドライ、HondaCars山陰中央米子車尾店、谷口建築</p>

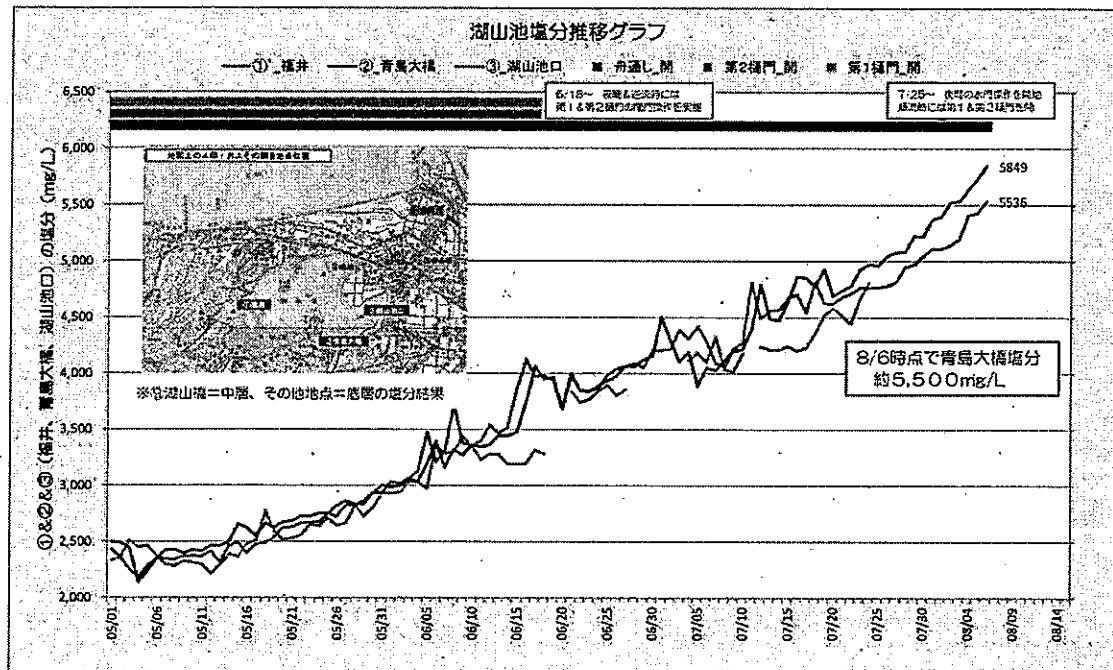
※関西エコポイント付与対象商品：アロ-産業(株)のLED照明、YKKAP(株)の内窓、外付けスクリーン、日よけ等の商品、(H24.8.9現在) ポイントは、(株)王将フードサービス、はるやま商事(株)、(株)ジェーシービー、日本マクドナルド(株)の商品券などと交換できるほか、環境省が推進しているエコアクションポイントの商品と交換できる。

湖山池の高塩分化の状況について

平成24年8月21日
水・大気環境課／河川課

1 最近の湖水の塩分濃度について

- 8/6時点で青島大橋の塩分が5,500mg/Lまで到達（下グラフ参照）
- 3月1・2日の全門開放後、6月中旬より夜間及び逆流時には第1・第2樋門を閉鎖する操作を行うなどの塩分調整を実施してきた。現在は、湖水流動が鈍化することによる湖内の貧酸素化を懸念し、海水が遡上する逆流時の第1・第2樋門を閉鎖する操作を実施している。



2 高塩分化の影響について

(1) ヒシやアオコ及び赤潮について

- ・ヒシやアオコの発生は、今年度夏季は、ほぼ皆無の状況が続いている。
- ・7月下旬頃から湖水が赤茶色化する赤潮が発生し、環境変化がみられるが、有害赤潮ではないことから特段の魚介類への被害は確認されていない。

(2) シジミについて

- ・春先に放流したシジミ(0.9トン)は、これまでになく順調に生育している。（栽培漁業センターの調査より）

(3) その他魚介類について

○湖山池漁協組合長の談話による魚介類等の近況

- ・底層には、小さいゴカイや糸ミミズなどが発生し、シラウオ、フナ、コイ、ウナギなどが多く生息している。
- ・アマサギやハゼなども久々に見られ、汽水性の環境として落ち着くには2～3年は必要ではないかと考えている。

○特定希少野生動植物のカラスガイについて

- ・カラスガイは、県内では湖山池のほか多鰐ヶ池で生息が確認されている大型二枚貝である。
- ・高塩分化の実施前の調査により発見された個体(26個体)を池の流入河川等3箇所に保全措置として移植し、その後の生息状況を調査してきた。7/22まで異常なし。8/1にへい死を確認。
- ・へい死の要因は、降水量が非常に少ないため河川流量が少なく、湖水の逆流も発生したことより、底層が貧酸素状態になったこと、更には底層水温も例年を上回る水温レベルに達していたことによるものと推測している。

「持続可能な地下水利用に向けた条例(仮称)案」に係るパブリックコメントの実施結果等について

平成24年8月21日
水・大気環境課

持続可能な地下水利用に向けた条例(仮称)案については、6月12日に概要を公表し、パブリックコメントを実施したので、その概要を報告する。

I 条例案の概要

1 総則(目的)

地下水が豊かな自然環境により長期間かけて育まれる貴重な資源であり、県民生活にとって欠くことができない水道及び農業、工業その他の産業のために利用されていることに鑑み、地下水の採取に関し必要な規制等を行うことにより、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を保全し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

2 影響調査

○届け出が必要な事業者

- ・揚水機の吐出口の断面積が14cm²を超える揚水設備により地下水を採取しようとする者等

○影響調査計画書の届出

- ・事業者は、①井戸を掘削、②地下水の採取量を増加しようとする60日前までに知事に届け出る。
(井戸の位置及び採取を予定する地下水の量、影響調査の量・期間・範囲等)

3 採取の届出

- ・事業者は、揚水設備により地下水を採取しようとするとき等は、知事に届出する。
(吐出口の断面積その他揚水設備、水量測定器、影響調査の結果等)

4 採取量の監視

○水量測定器の設置及び採取量の報告

- ・事業者は、揚水設備ごとに水量測定器を設置して、地下水の採取量を測定しなければならない。
- ・事業者は、採取量等を帳簿に記載し、毎年知事に報告しなければならない。

5 制限地域

- ・知事は、地下水採取によって枯渇、濁水化等が生じる場合、区域を定めて、地下水採取に係る制限地域を指定することができる。
- ・知事は、制限地域毎に地下水の採取基準を定める。この場合、水道事業者等に配慮する。

6 事業者等の協力

○「持続可能な地下水利用協議会(以下「協議会」という)」の設置

- ・事業者は、地下水の水位、水質等の調査及びかん養を図る事業を実施し、並びに採取の適正化及び合理化を推進するために相互の連携及び協調を図ることを目的として協議会を設置する。

○協議会の事業等

- ・協議会は、水位及び水質の調査並びにこれらの結果の公表、かん養を図るための森林整備活動の促進、会員間の情報交換及び調整、その他協議会が必要と認める事業を実施する。
- ・協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の規約で定める。

7 雜則

- ・水道事業者等には、2影響調査、3採取の届出、4採取量の監視は、適用しない。
- ・大山町、日南町、日野町及び江府町の区域において行う地下水の採取には、2影響調査、3採取の届出、4採取量の監視、5制限地域は、適用しない。

8 罰則

○30万円以下の罰金

- ・採取計画の届出をしないで地下水を採取した者
- ・変更命令に違反した者
- ・変更命令、60日間の採取制限及び採取基準の遵守に違反した場合の地下水採取の停止等の措置命令に違反した者

○10万円以下の罰金

- ・影響調査計画、採取計画の届出における虚偽の届出をした者
- ・水量測定器を設置せず、帳簿の整備を行なわない場合の採取量報告等の措置命令に違反した者
- ・採取基準に合わせた採取計画の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

9 附則

- ・既存の地下水採取事業者は、条例の施行後60日以内に採取計画を届け出る。

II 県政参画電子アンケート会員に対するアンケート結果

1 アンケートの概要

- ・期 間：平成24年6月20日～平成24年7月3日
- ・回 答：291名中222名が回答（76.3%）

2 アンケート（14項目）結果（抜粋）

質問項目	結果
これまで鳥取県の地下水について考えたことがありますか？	「ある」 50.9% 「ない」 49.1%
鳥取県の地下水に対する印象は？	「きれい」 76.6% 「豊富にある」 46.8%
鳥取県の水道の約96%は地下水から採取されていることを知っていますか？	「知っている」 15.8% 「知らない」 84.2%
地下水の実態を把握する仕組み（制度）を県が導入する必要があると思いますか？	「思う」 87.4% 「思わない」 11.7%
新たに地下水を利用しようとする者は、事前に周辺への影響調査を行なうべきだと思いますか？	「思う」 90.1% 「思わない」 2.7%
水量や水質を守るために、県民として協力すべきだと思いますか？	「思う」 90.5% 「思わない」 2.3%
どのような協力をすべきだと思いますか？ (複数回答可)	森林の保全活動 70.3%、節水 45.5%、意識高揚 32.9%、協力金 8.6%、わからない 1.4%

III パブリックコメント結果

1 パブリックコメントの概要

- ・期 間：平成24年6月20日～平成24年7月31日
- ・応募件数：75件（44名）

郵便	電子メール	電話	意見交換会等	計
2(1)	18(7)	2(1)	53(35)	75(44)

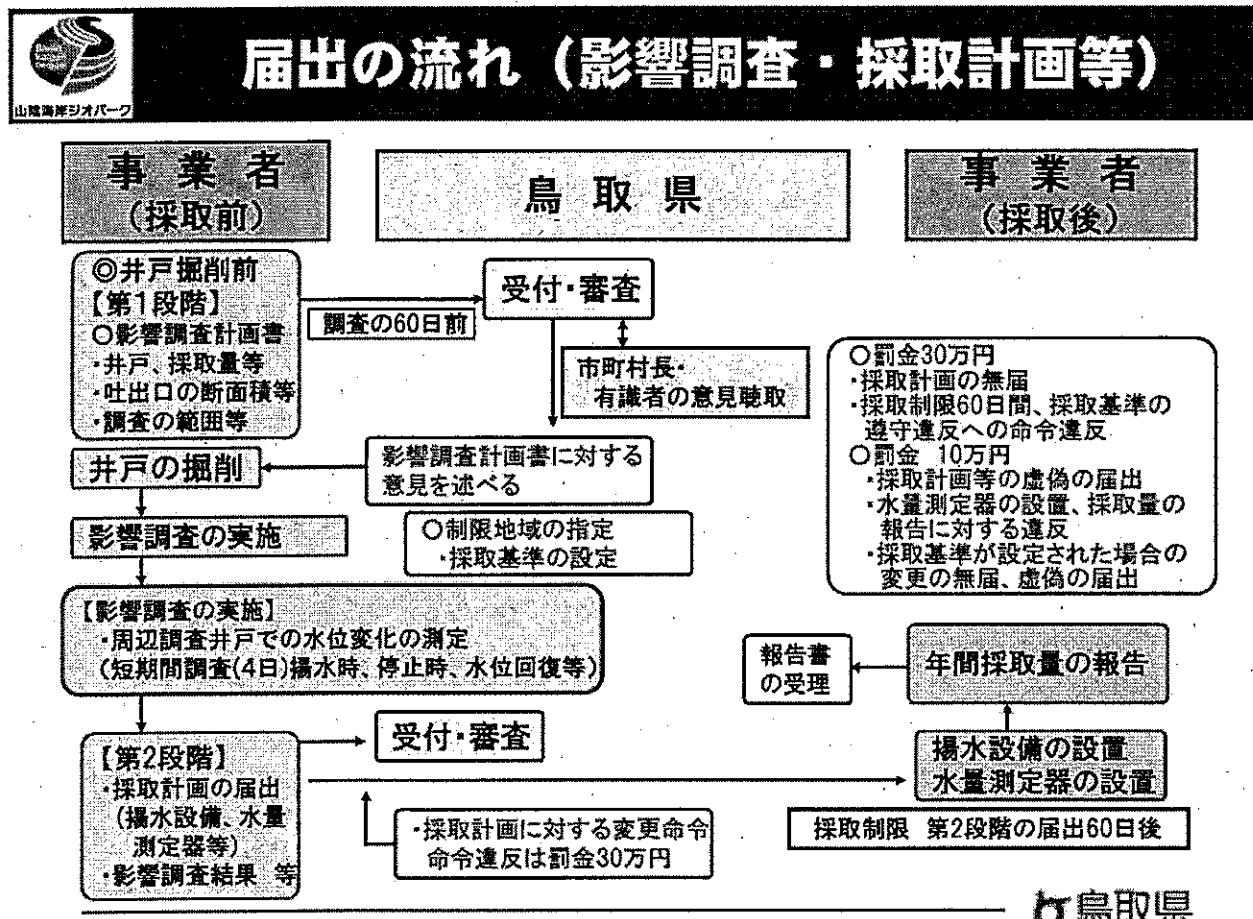
※平成23年8月の中間とりまとめ以降、下記のとおり実施（パブコメ期間に実施したもの）を件数に反映）

- ・合同：事業者（地区別6回、全県1回、延べ290名）、市町村（地区別各1回、全県1回）
- ・個別：大口の採取事業者、鳥取大学有識者、各水道局、条例を制定した町
- ・シンポジウム：2回（東部1回（H23.12.3）、西部1回（H24.7.28））

2 提案された意見と対応（抜粋）【○…対応済 △…対応を検討する ×…対応予定なし】

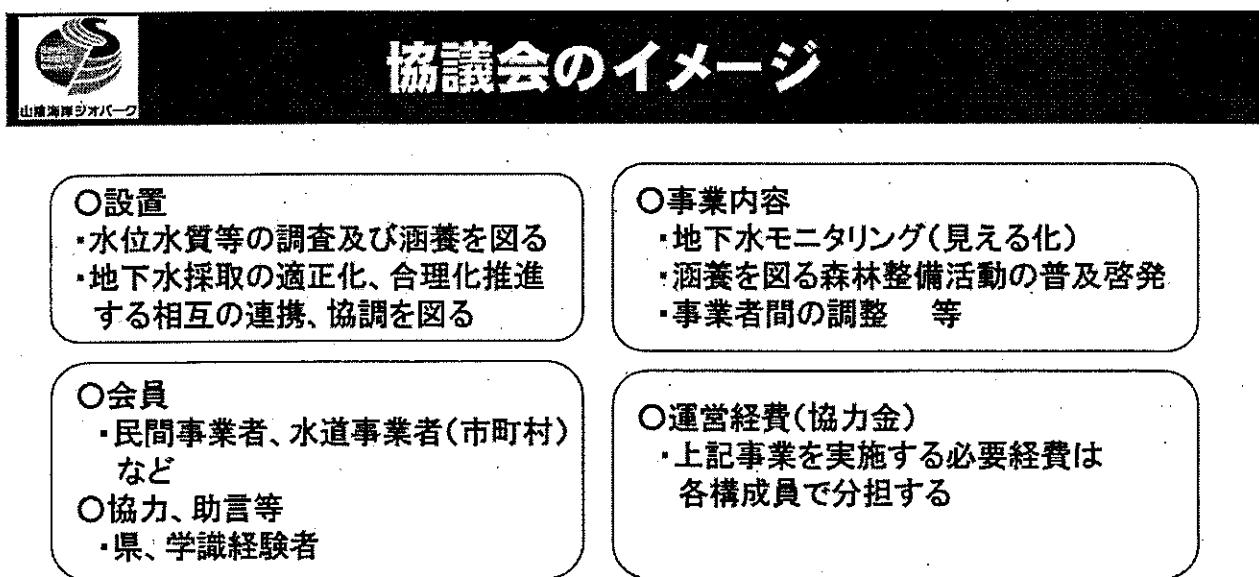
提案された意見	対応	内 容
水道事業とその他事業は区別すべき	○	水道事業者の設備届、採取量報告等の適用を除外する
地下水の状況を調べ、県民に公開するシステムを設置すべき	○	事業者で構成する持続可能な地下水利用協議会の事業で実施する
町条例と県条例の関係、両方への届出が必要となるか	○	県条例案では、町条例の適用となるものは除外する
大量採取事業者には採取量の規制を行うべき	○	採取に支障が生じた場合、制限地域を定めて採取基準を設定する
事前影響調査を採取量や地域性でパターン化してわかりやすいものとすべき	△	現在、短期間（4日間程度）の揚水試験を検討中。パターン化も検討する
持続可能な地下水利用協議会の設置について、 ・事業者の負担となるので、県主体で運営すべき ・協力金は、納得のいくものにすべき（公平性、透明性等）	△	今後、協議会の設立準備会を立ち上げ、事務局、協力金のあり方等を協議する
水源地の購入に対する手続きを義務づけすべき	×	森林法の規定による届出による
条例の公布、施行される時期は？	○	24年9月付議、25年4月施行を予定

【条例：届出の流れ】

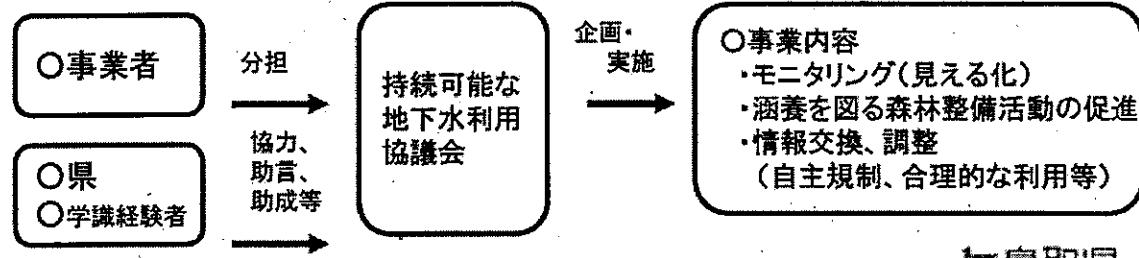


鳥取県

【持続可能な地下水利用協議会（仮称）のイメージ】



【資金・事業フロー】



鳥取県

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理について

平成24年8月21日
循環型社会推進課

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理については、目標期間内での処理を確実なものとすることを内容とした「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」が、8月7日に環境省から公表された。これに伴い、8月10日に環境省の担当チーム長が来県し、広域処理の今後の方針等について説明を受けるとともに、災害廃棄物の受け入れを表明していた米子市を始め、県内の自治体に対して、今後とも広域処理の要請はないことを確認したので報告する。

1 国への要望

- (1) 時期：7月13日（金）※米子市も同行
- (2) 要請先：横光克彦環境副大臣
- (3) 要請内容：本県に対する要請の可能性の見通しを明らかにすること等
- (4) その他：7月31日（火）には細野環境大臣に対しても、同内容を依頼した。

2 災害廃棄物の処理工程表について（8月7日（火）環境省発表）

(1) 広域処理必要量

169万トン（※災害廃棄物推計量の見直し、被災県内での処理推進により当初から約6割減）
(単位：万トン)

区分	可燃物	木くず	不燃混合物	漁具漁網	合計	調整済み	要調整
岩手県	17	12	5	8	42	10	32
宮城県	39	40	48	0	127	27	100
合計	56	52	53	8	※169	37	132

(2) 広域処理の今後の方針

種類	今後の方針
岩手県の可燃物・木くず	新たな受入先への調整は行わず、具体的な受入を調整している自治体や受入実績のある自治体（16都府県 [*] ）との調整を行う。
宮城県の可燃物	再生利用の受入先に限定し近県での処理を優先して調整を行う。
宮城県の木くず	再生利用の受入先に限定し近県での処理を優先して調整を行う。
岩手県の不燃混合物	当面、岩手県内の再生利用等を調整
岩手県の漁具・漁網	新たな受入先も含め調整を行う。
宮城県の不燃混合物	新たな受入先も含め調整を行う。

※16都府県

- ・岩手県：青森県、秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、石川県
福井県、静岡県、三重県、大阪府
- ・宮城県：茨城県、東京都、福岡県、山形県、栃木県

(3) 処理・処分目標

- ・中間目標：平成24年度末に約6割を処理
- ・完了目標：平成26年3月末

3 環境省からの処理工程表に係る本県への説明

- (1) 時期：8月10日（金）
- (2) 説明者：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部広域処理推進チーム長
- (3) 対応者：平井知事（中山生活環境部長同席）
- (4) 内容：今後とも米子市をはじめ、県内自治体に対して広域処理を要請することはないことを確認した。
- (5) その他：同日に、米子市長へも別途説明が行われた。

4 米子市の対応

- (1) 8月7日（火）：米子市長は処理工程表の公表を受けて「災害廃棄物を受け入れる必要性はなくなった」と市長コメントを発表。
- (2) 8月16日（木）：米子市議会全員協議会において正式に受け入れの撤回を表明。

(財) 鳥取県環境管理事業センターからの一部債務免除の要請について

平成24年8月21日
循環型社会推進課

財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という）の理事会が7月17日（火）に開催され、新たな公益法人制度に対応するため、県からの長期借入金の一部の債務免除を要請することが決定し、8月3日（金）に要請があつたので報告する。

1 センターからの要請内容（抜粋）

当センターは、産業廃棄物処理施設の確保等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的に、平成6年から役職員が一丸となって事業を推進してきました。

しかしながら、二度にわたる建設設計画の断念を経て、ようやく先般、貴県からの多大なる支援を前提とした、民間企業を事業主体（施設設置・運営）とし、当センターが公共関与（搬入物事前審査等）する事業提携方式による「産業廃棄物管理型最終処分場の整備方針」を決定するに至りました。

これにより、永年の課題でありました県内での産業廃棄物管理型最終処分場の確保に目処がついたところです。

当センターは、より安全、安心を確保するため、この処分場に搬入される廃棄物の事前審査等を長期にわたり行う責務を担うことになります。当センターのこの使命を果たすためには、公益法人制度改革に対応して法人を存続させることとし、平成25年4月を目途に公益財団法人への移行を目指すことといたしました。

公益法人への移行に当たっては、当センターの財政基盤の整備が必要ですが、センターの基本財産を可能な限り取崩しても、なお債務超過の状態であります。

つきましては、貴県からの借入残高のうちの一部について、次のように債務を免除していただくようお願いいたします。

○債務免除要請額：120,000,000円（借入残高：258,091,788円）

○債務処理と基本財産の考え方

当センター基本財産196百万円のうち、176百万円を取崩し、

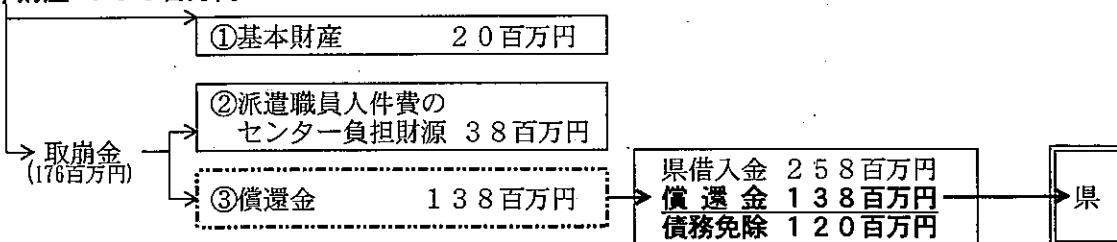
①取崩し残額の20百万円を引き続き基本財産とする。

②当分の間、県職員の派遣が必要であり、派遣職員のいわゆる実績給をセンターの独自財源で支給することが必要であることから、本年度分2百万円と36百万円をこの資金として当センターに積立てる。

③取崩す176百万円から、②の準備資金等の38百万円を除いた138百万円を償還することとし、長期借入金258百万円との差額120百万円の債務免除をお願いします。

<参考>

基本財産 196百万円



2 センターの状況

○正味財産 196,356千円（うち基本財産：196,103千円）

○借入金残高 258,092千円（平成9～17年度の鳥取県貸付残高）

○差引 ▲ 61,736千円

<支援経過>

- ・平成6年度～8年度
⇒運営基金（93,527千円）を取崩し運営資金に充当（財政支援なし）
- ・平成9年度～14年度
⇒運営資金を貸付…①
- ・平成15年度～17年度
⇒人件費の一部を補助、人件費残額（時間外手当等）と運営費を貸付…②
※県貸付残高 258,092千円…①+②
- ・平成18年度以降は人件費及び運営費を補助

3 県の対応

最終処分場は、本県の健全な産業活動にとって必要不可欠な産業基盤であり、その整備については周辺地域の生活環境の保全に十分な配慮が必要である。このため、事業を推進するセンターと県の業務には密接不可分な部分があることや、債務（県貸付残高）には県派遣職員の人件費が含まれており、現在これは県が負担していること等を勘案し、9月議会に向けて対応を検討する。

産業廃棄物処分場税の適用期間の延長について

平成24年8月21日
税務課
循環型社会推進課

平成25年3月31日に適用期間が終了する「産業廃棄物処分場税」について、現行の税制及び税収使途を維持して適用期間を5年間延長する方向で作業を進めており、現在、延長の必要性等について関係団体等に説明し意見聴取を行っているので報告する。

1 税制度の概要

別紙のとおり

2 税収額の推移

(単位:千円)

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
税収	7,208	12,280	8,443	5,784	5,624	5,961	5,290	5,718	5,347	61,655
事業	3,458	5,957	4,028	2,754	2,688	2,913	2,603	2,815	2,597	29,813
基金	3,458	5,957	4,028	2,754	2,688	2,913	2,603	2,815	2,597	29,813

(注)税率=県内の最終処分場へ搬入された産業廃棄物1トンについて1,000円

(注)事業=リサイクル技術・製品実用化事業、基金=鳥取県産業廃棄物適正処理基金

(注)事業、基金は賦課徴収費を除いており税収と一致しない。

3 適用期間を延長する理由

産業廃棄物処理施設の設置促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物処分場税を課しているところであるが、県内事業者のリサイクルに係る技術開発等のニーズが高く、廃棄物の発生抑制やリサイクル率の向上に一定の成果が見られること、又、廃棄物の適正処理の観点から産業廃棄物処理施設の設置促進を図る必要があることから、適用期間を5年間延長（前回延長時と同期間）する。

4 税収の使途等

税収は、「鳥取県産業廃棄物適正処理基金」に積立て、下記事業に2分の1ずつ充当する。

(1) リサイクル技術・製品実用化事業

リサイクルに係る技術や製品の研究開発等を行う県内の事業者等に対して助成する事業費の財源の一部に充当するもので、これまで30件程度の取り組みを支援してきており、今後も活用が見込まれる。

(2) 産業廃棄物処理施設の設置促進

産業廃棄物処分場周辺整備事業交付金の案件が生じた際に、交付金の財源の一部に充当するもので、これまでの実績はないが、今後、(財)鳥取県環境管理事業センターと環境プラント工業(株)が事業提携方式で計画している産業廃棄物管理型最終処分場の周辺整備事業等への交付が見込まれる。

5 全国の状況（平成24年4月現在）

現在、27都道府県で産業廃棄物税制が導入されている。（税率は全て1,000円／トン）

6 今後のスケジュール（予定）

平成24年8月 9月	・業界団体、経済団体からの意見聴取 ・意見聴取を踏まえて、最終案を常任委員会へ報告 ・県税条例改正案の議会提案 ※特定納税義務者（課税標準額の1/10以上）に対する 議会による意見聴取<地方税法第731条>
10～12月 平成25年4月	・総務省協議 ・改正条例の施行

<別紙>

鳥取県産業廃棄物処分場税の概要

目的	○産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。
納税義務者	○県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税標準	○県内の最終処分場への搬入重量
税率	○1トンにつき1,000円
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ○特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入（特別徴収） ○他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後の自社処分した場合は、中間処理業者が申告納付
税の仕組み	<pre> graph TD A["納税義務者 (県外含む) 排出事業者 (県外含む)"] --> B["中間処理業者 (県外含む)"] A --> C["課税対象"] B --> D["中間処理業者の 県内最終処分場 (自社処分場)"] B --> E["課税対象"] C --> F["最終処分業者 (県内最終処分場)"] D --> G["申告納付"] E --> G F --> G G --> H["県"] </pre>
非課税	○自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場で自社処分した場合
課税免除	○事業活動に伴って生じる産業廃棄物と性質が異なる産業廃棄物で知事が指定するもの（下水処理に伴い発生する汚泥等）
税収使途	<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県産業廃棄物適正処理基金」に積立て、次の事業に1/2ずつ充当 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺地域の整備のための交付金 ・リサイクル技術の研究開発に対する助成
税 収	○5,347千円（平成23年収入額）
適用期間	<ul style="list-style-type: none"> ○創設時：平成15年4月1日～平成18年3月31日（3年間） ○延長時：平成18年4月1日～平成20年3月31日（2年間） ○延長時：平成20年4月1日～平成25年3月31日（5年間）

都市計画区域マスターPLAN策定における「まちづくり研究会」の概要について

平成24年8月21日
景観まちづくり課

都市計画区域マスターPLAN策定に当たり、住民意見を把握することを目的に設置する「まちづくり研究会」について、現在の委員の選任状況及び、実施内容を報告する。

1 委員の選任状況

(1) 推薦委員（住民代表、農業関係者、商工関係者）

- ・住民代表委員は自治連合会に、農業関係者は農業委員会、商工関係者は商工会議所等に市村を通して推薦依頼し委員を選任しているところ。

(2) 公募委員（地域住民を対象）（公募期間 7/6～7/31）

- ・応募者は計9名。

[米子市] 8名(市街化区域4名、市街化調整区域2名、淀江都計区域2名)

[境港市] 1名(市街化区域1名)

[日吉津村] 応募なし

- ・このうち、米子市市街化区域4名については、抽選により2名を選考。

- ・応募のなかつた区域（米子市都計区域外、境港市市街化調整区域、日吉津村全域）については、自治会等に再依頼し住民代表委員（推薦）を補充する予定。

(3) 選任結果

区域	人数	推薦委員			公募委員	
		住民代表委員	農業委員	商工委員	委員①	委員②
米子市 23名	市街化区域	6名	就将	福生西	(調整中)	(調整中)
	調整区域	6名	彦名	春日	(調整中)	(調整中)
	都計区域外	5名	大高	県	(調整中)	司法書士
	淀江都計区域	6名	淀江	佐陀	(調整中)	会社役員
境港市 10名	市街化区域	5名	境	外江	(調整中)	(調整中)
	調整区域	5名	中浜	渡	(調整中)	(調整中)
日吉津村 10名	市街化区域	5名	日吉津上1	日吉津上2	日吉津下口	会社役員
	調整区域	5名	今吉	富吉	樽屋	会社役員
					日吉津下口	-
					今吉	-

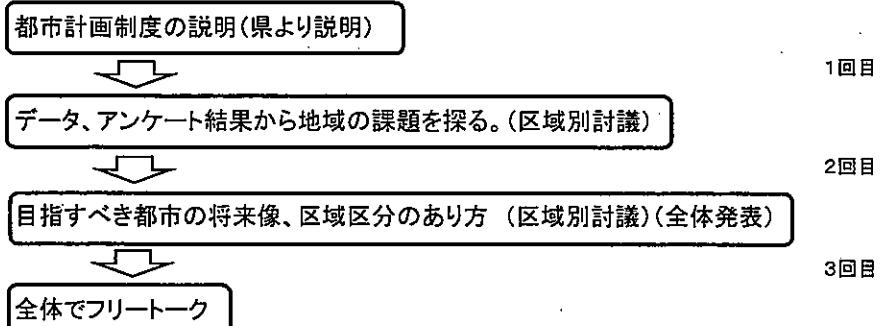
2 「まちづくり研究会」の実施内容

(1) 開催日程等

- ・市村毎に、8月～10月頃に3回（1回当たり約2時間）に分けて開催することを基本とする。
- ・議論の経過状況により開催回数を増やすなど柔軟に対応する。

(2) 「まちづくり研究会」の進め方

- ・地域の動向を示すデータ（人口、開発等）、住民アンケート結果を参考に地域の課題を探る。
- ・地域の課題に対し、①目指すべき都市の将来像と、その実現手段として、②区域区分のあり方について意見交換をする。なお、「まちづくり研究会」の中で都市計画に関する方向性を示すのではなく、あくまで、住民の意向を丁寧に把握することに重点を置く。
- ・区域毎の意見交換と全体での意見交換を分け、都市全体としてのあり方を考察する。



第30回全国都市緑化とつとりフェアの準備状況について

平成24年8月21日
公園自然課

平成25年秋に県と鳥取市の共催により開催する第30回全国都市緑化とつとりフェア「水と緑のオアシスとつとり2013」の準備状況について、下記のとおり報告する。

記

1 ボランティアサロンを開設

県民との協働・連携により、おもてなしの気持ちで温かみのある大会とするため、ボランティアの参画を募ることとし、そのボランティアの参加募集や活動支援などを目的に、ボランティアサロンを開所した。

(1) 開設日 7月17日(火)

(2) 場所 緑のまちづくりオフィス内(鳥取市吉方温泉3丁目)

(3) 現在募集中または募集予定のボランティア

○みんなでつくるとつとりフェアプロジェクト(募集終了)

とつとりフェアの来場者をおもてなしするプログラムを、一緒に企画、運営してくださる方を募集した。(30名)

○ナチュラルガーデン倶楽部(9月10日まで)

フェアアドバイザーであるポール・スミザー氏(英国人園芸家)をメイン講師に、ナチュラルガーデンについて学ぶ講習会を実施。参加者はフェア会期中に、ナチュラルガーデンの魅力を来場者に伝えるナチュラルガーデンガイドボランティアとして活動予定である。(40名)

○とつとりフェアボランティア(9月頃募集開始予定)

植物の管理や来場者のガイドなど花緑いっぱいの会場で、とつとりフェアをサポートしていただける方を募集する。(400名程度)

2 公式ホームページを開設

フェアの開催案内やお知らせ情報などを随時掲載する公式ホームページを7月12日に開設した。

また、湖山池にライブカメラの運用を開始し、リアルタイムで遠隔操作しながらメイン会場の整備状況や湖山池の壮大な景観が楽しめる。

URL <http://oasistottori.jp>



3 第1号ポスター・チラシを作成

鳥取の都市緑化が大きく育つことを願った双葉のイラスト入りのポスター(10,000枚)、チラシ(50,000枚)を作成し、現在各所に配布・掲示をお願いしている。

【主な配布先】官公庁、文化観光施設、道の駅、公民館、宿泊施設ほか

ホテル・旅館等に係る緊急点検結果について

平成24年8月21日
消防防災課
くらしの安心局住宅政策課

今年5月に広島県福山市のホテルで7人が死亡する火災が発生したことを受け、本県も関係機関が連携して類似の施設に対する緊急点検を実施したので、その結果について報告する。

1 緊急点検の概要

(1) 緊急点検の方針

次のアに掲げる建築物を対象に、消防局及び特定行政庁が合同で緊急点検を実施。
(消防局及び特定行政庁の調査対象が重複しない場合等には単独で実施。)

ア 対象建築物

【国からの通知によるもの】

- ① 昭和46年以前に新築され、3階建て以上の建築物（国土交通省通知対象）
- ② 昭和46年以前に新築され、3階建て以上で収容人員30人以上の建築物（消防庁通知対象）

【県独自のもの】

- ③ 消防法又は建築基準法に基づく調査報告が未提出の建築物
- ④ 各報告において管理不備、法不適合が認められる建築物
- ⑤ これまでの査察等では正指導中であるなど消防法又は建築基準法の観点から確認が必要と認められる建築物（建築基準法の既存不適格建築物を含む）

イ 点検実施時期・件数

- ① 特定行政庁の抽出点検 5月28日～7月17日 175施設
- ② 消防局の抽出点検 5月15日～7月18日 202施設
(うち合同立入り90施設)

2 点検結果

(1) 緊急点検結果

表1 建築基準法に基づく点検結果

全体	総数	点検件数	点検結果					
			A1	A2	B	C	D	E
県所管分	134	79	14	9	43	5	8	0
3市分	157	96	12	8	59	12	5	0
合計	291	175*	26	17	102	17	13	0
		100%	14.9%	9.7%	58.3%	9.7%	7.4%	0%

* 点検件数175は、当初予定期数の183件から廃業等の8件を減じたもの

A1：現行法に適合し、維持保全が良好 A2：既存不適格で、維持管理が良好

B：違反項目はないが、維持保全が良くない C：違反項目があり、容易に改善が可能

D：違反項目があり、改善すべき程度が大きい E：違反の程度が甚だしく、危険である

表2 消防法に基づく点検結果

区分	防火対象物数 (ホテル旅館等) (平成24年4月1日現在)	実施件数	違反のあった施設数	違反率
東部消防局	175	86	55	64.0%
中部消防局	103	27	17	63.0%
西部消防局	208	89	58	65.2%
計	486	202	130	64.4%

(2) 指摘事項等（総括）

8割弱の施設で何らかの不備が認められたものの、福山市の事例のような悪質かつ違反の程度が甚だしく危険な違反は認められなかった。

- ① 建築基準法に基づく指摘事項（違反項目があった 30 施設 表 1 C・D・E）
- 「小規模な木造等の増築で建物の耐火要求を満たさない構造違反」と「確認申請が必要な増築工事の手続違反」が共に 11 件で最も多く、次いで「非常用照明設備のバッテリーカット等による不点灯」が 6 件、「防火区画の未措置」が 5 件、「防火扉の開閉不備」と「排煙設備の不備」が共に 4 件、「防火扉の撤去」と「内装の不備」が共に 3 件など。

表 3 建築基準法に基づく指摘事項の内訳（30 施設の違反の種類）

区分	調査事項	違反有	違反率	違反無
建築構造	耐火・準耐火構造違反	11	6.3%	164
	防火構造(大規模木造)違反	1	0.6%	174
	増築工事手続違反	11	6.3%	164
建築設備	非常用照明の不点灯	6	3.4%	169
	防火扉 開閉不備	4	2.3%	172
	設置状況 撤去	3	1.7%	172
	防火区画の未措置	5	2.9%	170
	排煙設備の不備	4	2.3%	171
	避難経路の未確保	2	1.2%	173
	内装の不備(可燃材)	3	1.7%	172
	延焼する外壁開口部の未措置	2	1.2%	173
合計		52	2.8%	1873

※ 調査事項の違反は、1 施設に複数確認されたものを含む

② 消防法に基づく指摘事項

- 県内消防局によると、202 施設のうち違反（17 の点検項目）が認められたのは 130 施設（違反率 64.4%）、違反延べ件数は 316 件（1 施設平均 1.56 件）であった。
- 設備の違反内容は、誘導灯の不備（11.4%）、自動火災報知設備の不備（9.9%）、消防機関へ通報する火災報知設備の不備（5.4%）が上位である。違反をしている施設は 40 施設であった。これらの違反は、電球の球切れ、バッテリーカット等、直ぐに改善できる軽微なものが大半であった。
- 防火管理の違反内容は、消防訓練の未実施（37.1%）、防炎規制違反（21.3%）、消防用設備等点検未報告（20.8%）、消防計画の未作成（10.4%）、防火管理者の未選任（8.4%）が上位となり、違反をしている施設は 105 施設であった。これらの違反は、防火管理者の異動等による業務引継の不徹底に起因するところも多いものであり、直ぐに改善するよう強く指導することとしている。

表 4 消防法に基づく指摘事項の内訳（130 施設の違反の種類）

区分	点検事項	違反有	違反率	違反無	義務無
消防用設備等 の不備 (ハード関係) 40 施設該当	消火器具	8	4.0%	192	2
	屋内消火栓設備	7	3.5%	56	139
	スプリンクラー設備	1	0.5%	15	186
	自動火災報知設備	20	9.9%	167	15
	消防機関へ通報する火災報知設備	11	5.4%	115	76
	非常警報設備	2	1.0%	95	105
	避難器具	3	1.5%	90	109
	誘導灯	23	11.4%	175	4
	その他の消防用設備等	0	0.0%	78	124
小計(ハード関係)		75	4.1%	983	760
防火管理不備 等 (ソフト関係) 105 施設該当	防火管理者の未選任	17	8.4%	157	28
	消防計画の未作成	21	10.4%	153	28
	消防訓練の未実施(年2回)	75	37.1%	103	24
	防炎規制違反(カーテン等)	43	21.3%	159	
	避難上必要な施設の管理	14	6.9%	188	
	その他の消防法令違反 (点検報告)	19	9.4%	183	
	防火対象物点検報告	10	5.0%	33	159
	消防設備点検報告	42	20.8%	158	2
	小計(ソフト関係)	241	14.9%	1134	241
合計		316	9.2%	2117	1001

※ 違反率及び未報告率は、違反又は未報告施設数を全施設数（義務無も含む）で除したもの

(3) 是正指導

- ① 特定行政庁・消防局とも、違反のあった施設については、文書による改善指導を行い、提出期限（概ね1ヶ月以内）を明記し、改善報告書の提出を求めている。
- ② 特定行政庁は、年2回の建築防災週間を利用して、違反等のある施設の立入り調査を重点的に実施し、違反等の是正に向けたフォローアップに取り組む。
- ③ 防火対象物の管理者は、市町村火災予防条例の規定により消防局へ防火対象物の使用開始の届出を行う必要がある。このため、予め消防設備の確認が消防局で行われるため、消防設備の未設置という重大違反ではなく、今回、警告書、命令書を交付した施設はなかった。
- ④ 消防用設備の不備、消防訓練の未実施、消防設備点検報告の未報告等の違反に対し、消防局が長年改善指導をしている施設が数件あった。これらの施設は、半年～3ヶ月程度に1回のペースで立入検査を実施し、施設の徹底指導を行っている。

(4) 国への報告

総務省消防庁、国土交通省からの通知に基づく調査結果については8月15日に報告。

ア 建築基準法に基づく調査結果

表5 (表1のうち国通知に基づく調査分)

国通知	点検件数	点検結果					
		A1	A2	B	C	D	E
県所管分	18	1	4	9	1	3	0
3市計	10	0	6	2	1	1	0
合計	28	1	10	11	2	4	0

イ 消防法に基づく調査結果

1施設が該当し、適合

3 今後の取組の検討

- (1) 特定行政庁と消防局の情報の共有化など定期的に連絡会議・合同点検を実施し、不特定多数の者が利用する施設の安全対策、今後の取組み方策の連携を強化する。
- (2) 特定行政庁が立入り調査等で確認した違反について違反施設の管理者に対し、講じる措置が円滑に実施できる処理基準の統一や違反建築物の公表のあり方、定期調査報告制度の有効性向上のための措置など、他県と情報交換しながら検討する。
- (3) 消防局が違反施設の管理者に対し、違反処理基準に基づき、警告を発することができるよう、国に対して違反処理基準の適用の統一基準や、違反建築物や適合建築物の公表のあり方、旧適マーク制度の有効性などの早期検討を要望する。

(参考)

消防局・消防庁の取組み方策・状況について

- ① 消防局では、改善されない施設に対しては、立入検査を実施する周期を早め、重点的・継続的に改善指導を行う。また、消防庁が主催する違反是正事例研究会への出席、違反是正支援アドバイザーリストの活用を行い、効果的な改善指導に取り組む。
- ② 消防庁では、福山市ホテル火災を受け「ホテル火災対策検討部会」を設置し、違反処理の推進方策や再発防止策（「適マーク」の復活）などの対策を検討中。

鳥取プレイランド跡地付近の試掘結果について

平成24年8月21日
東部総合事務所生活環境局

鳥取プレイランド跡地付近については、廃棄物不法投棄の不安が地元住民に残っていたため、土地の使用者である（株）開成建設（代表取締役 山田 勝久）が地元の要望に応じて自発的に試掘を行った結果は下記のとおりであり、一部で不法投棄と思われる廃棄物が確認されました。

記

1. 日時

平成24年8月4日（土）午前7時25分～8時30分

2. 場所

鳥取プレイランド跡地付近（鳥取市国府町菅野79番1外）

※試掘地点は、地元住民が指定した地点（平成23年11月9日付け改善命令の箇所の上流側）

3. 立会者

鳥取市国府町成器地区代表 6名

当所生活環境局環境・循環推進課 職員2名

4. 試掘結果

（1）4カ所試掘を行い、3カ所から廃棄物を確認

- ・地点①：廃タイヤ5本程度、プラスチック製パイプ、アスファルト塊など
- ・地点②：廃タイヤ10本程度
- ・地点③：廃棄物なし
- ・地点④：燃えたような廃棄物（木くず、トタン、鉄筋など）

（2）現在のところ、有害な廃棄物は認められず、また河川水の水質検査結果（H24.1 4カ所、H24.5 2カ所）も異常はなく、周辺環境への影響は認められない。

5. 今後の方針

現在の土地の使用者である（株）開成建設を始め、過去の土地の使用者等に対し報告徴収を行うなど、原因者の特定に向けた調査を行うとともに、併せて追加の試掘調査等を行う。

